

菊谷正人・上妻義直

C S R 報告書の展開

＜サステイナビリティ経営研究シリーズ No.4＞

2010/07/30

No. 102

Masato Kikuya

Professor, Graduate School of Accountancy, Hosei University

Yoshinao Kozuma

Professor, Faculty of Economics, Sophia University

Development of CSR Report

< Sustainable Management Strategy Series No.4 >

July 30, 2010

No. 1 0 2

I 開題：CSR 会計と CSR 報告書の展開

菊谷正人

II CSR 報告はどこへ向かうのか

上妻義直

1. CSR 報告のトレンド

- 1.1 CSR 報告の課題
- 1.2 CSR 報告の方向について
- 1.3 CSR 報告のガイドライン
- 1.4 気候変動情報、資源（特に水）の影響
- 1.5 各国の開示規制（欧州を中心に）
- 1.6 日本と欧州との相違点
- 1.7 報告書の作成型式
- 1.8 イギリスのケース
- 1.9 法改正の動き
- 1.10 非財務要因のCSRに対する影響
- 1.11 投資家との関わり

2. 国内外の企業戦略と規制

- 2.1 CSRに関係する各国企業の対応
- 2.2 ヨーロッパ（EU）の気候変動政策
- 2.3 ヨーロッパ型国家政策の基本方針
- 2.4 国家間の環境戦略
- 2.5 消費者の動向
- 2.6 CSRが各種産業にもたらすもの

3. CSR 報告書の原則

- 3.1 True and Fair View(真実かつ公正な映像)
- 3.2 各国の法規制
- 3.3 Scope 3という要素
- 3.4 投資家の関心
- 3.5 日本企業の認識
- 3.6 排出量取引制度見直しの動き

III ディスカッション

- 1 日本の状況について
- 2 イギリスの意図
- 3 各国の政策
- 4 日本には何が満たされ、何が欠けているか
- 5 ISOの持つ意味
- 6 企業はCSR活動をどう捉えているか
- 7 規制の枠組みと日本の見落とし
- 8 フランスとドイツの取引について
- 9 アメリカと中国
- 10 CSRの研究で見えること
- 11 NGO活動と、日本企業の強みについて
- 12 CSR報告書の精度と水準
- 13 環境問題との向き合い方
- 14 NGOの影響力

I 開題 CSR 会計と CSR 報告書の展開 (菊谷正人)

米国では、1960 年代後半に企業の社会的責任 (corporate social responsibility : CSR) に関する社会的認識が高まり、1970 年代に入ってから社会責任会計(socially responsible accounting)が脚光を浴びた。「企業の社会的責任」とは、企業の株主 (資金提供者) の利益ばかりではなく、企業が社会的利益に貢献することを目的として行動する責務をいうが、たとえば、その報告方法としてリノウズ(D. F. Linowes)の社会経済的活動報告書 (Socio-Economic Operating Statement)、コラントニー＝クーパー＝ダイツァー(C. S. Colantoni, W. W. Cooper and H. J. Dietzer)の多次元損益計算書(Multidimensional Income Statement)、サイドラー(L. J. Seidler)の社会的損益計算書(Social Income Statement)、エステス(R. Estes)の社会的影響損益計算書(Social Impact Statement)、アプト(C. C. Abt)の社会監査書(Social Audit)などが考案されてきた¹

「社会経済的活動報告書」は、人間関係、環境関係および製品関係のそれぞれに改善と損傷を貨幣金額で対比した計算書である²。「多次元損益計算書」は、貨幣額表示による伝統的な損益計算書に加えて、物的環境 (硫黄放出量、硫黄除去、微粒子除去) および社会的環境 (雇用、教育訓練等) を独立した項目として分離し、行列形式 (多層様式) を用いて当該費用・収益に関連する物的情報を追加・開示した計算書である³。「社会的損益計算書」は、貨幣数値を用いて、生産により付加された価値に社会的に好ましいアウトプット (職業訓練、労働者の健康改善等) を加算し、社会的に好ましくない結果 (大気汚染、水質汚染等) を控除した上で、社会的純利益 (または社会的純損失) を計上する計算書である⁴。

「社会的影響計算書」は、企業の社会的ベネフィット (環境改善のための支出を含む) および社会的コスト (環境破壊を含む) を貨幣金額で計上した計算書である⁵。「社会監査書」として社会的・財務的貸借対照表と社会的・財務的損益計算書(Social and Financial

¹ 菊谷正人「環境会計の課題」『社会関連会計研究』第 8 号, 1996 年, 19 頁。

² David F. Linowes, "The Accounting Profession and Social Progress", *The Journal of Accountancy*, July 1973, p.39.

³ Claude S. Colantoni, W. W. Cooper and H. J. Dietzer, "Budgeting Disclosure and Social Accounting" in Meinolf Dierkes and Raymond A. Bauer (eds.) *Corporate Social Accounting*, Praeger Publishers Inc., 1973, pp.376-377.

⁴ Lee J. Seidler, "Dollar Values in the Social Income Statement" in L. J. Seidler and L. L. Seidler (eds.) *Social Accounting—Theory, Issues and Cases—*, Melville Publishing Company, 1975, p.11.

⁵ Ralf W. Estes, *Corporate Social Accounting*, Jhon Wiley and Sons, Inc., 1976, pp.96-97. (名東孝二監訳・青柳清訳『ラルフ・W・エステス著 企業の社会会計』中央経済社、昭和 54 年、132-133 頁。)

Balance Sheet and Income Statement)が作成されるが、社会的資源の供給者として会社・株主、スタッフ、顧客・一般大衆および地域社会（環境の改善を含む）に分け、それぞれについて多層様式で社会ベネフィットと社会的コストを貨幣金額で計上している計算書である⁶。

わが国でも、1970年代に多発した公害に対して企業の社会的責任が問われ、四日市喘息、水俣病などの公害対策として「公害会計」が注目された。さらには、企業の短期的な利潤追求活動が強調されすぎた反面として、メセナ（芸術文化支援）、フィランソロピー（慈善的寄付等の社会的貢献）、公害防除等の諸項目の改善・開発が展開されていた⁷。

本格的な環境会計・環境報告書の展開は、1980年代後半に入り、オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、海洋汚染、熱帯雨林の減少等の環境破壊(environmental disruption)が地球規模的な影響および将来の世代に影響を及ぼす問題となり、その対応が緊急を要するものになった1990年に入ってからである。環境問題を取り扱う会計分野として、環境保護あるいは環境負荷低減を目指す「環境会計」(environmental accounting あるいは green accounting)が急速に研究・展開され始めた。会計からの環境問題への対応は、ミクロ会計およびマクロ会計（社会会計的方法）の側面から行われるが、環境会計の範囲を企業会計（ミクロ会計）に限定する「企業環境会計」(corporate environment accounting)とは、企業が環境保護に対する施策をどれだけ効率的に対応しているかを貨幣数値、物量数値または叙述形式で捕捉し、企業の利害関係者（とりわけ株主、経営者、従業員、消費者、金融機関、地域住民、規制主体）に報告する一連の手続である。その一分野の「環境財務会計」における環境関連情報の報告手段として、「環境報告書」(environmental report)が利用されるようになった⁸。

わが国の企業も環境意識が高まり、主要財務諸表のほかに、環境関連情報の自主的な開示手段として、環境方針・環境目標、環境管理、環境保護対策等に関する記述情報・数量情報を盛り込んだ「環境報告書」が作成・公表されている。近年、「環境報告書」は、「環境経営報告書」、「環境・社会報告書」等の名称変更によって質的に拡大されてきた。特に、1999年に米国NPO組織のシリーズ（CERES）が国連と連携して作成した「GRI ガイドライン」⁹が重視する「持続可能性」(sustainability)を保証する要素として、企業活動の「環

⁶ Clark C. Abt, *The Social Audit for Management*, Amocom, 1977, pp.258-264

⁷ 野村健太郎「CSRと会計—その意義と課題—」『社会関連会計研究』第17号, 2005年, 4頁。

⁸ 菊谷正人、前掲稿、18頁。

⁹ Global Reporting Initiative, *Sustainability Reporting Guidelines*, 1999.

境的側面」のほかに、「社会的側面」、「経済的側面」（トリプルボトムライン）の調和ある発展が期待され、企業もこれに応じて環境的側面に加え、社会・経済的側面に関する報告を拡充するようになった。さらに、2003年以降、そのような報告書の中には、企業社会責任の社会的側面を一層重要視し、報告書の名称を「企業の社会的責任報告書」、「CSR 報告書」等に変更し、あるいは環境報告書と平行してこれを別途作成する企業もみられるようになった¹⁰。たとえば、東芝は「環境報告書」のほかに、「CSR 報告書」も作成・公表している¹¹。わが国における CSR の急速な関心の高まりの直接的契機となったのは、経済同友会が 2003 年 3 月に公表した『第 15 回企業白書「市場の進化」と社会的責任経営—企業の信頼構築と持続的な価値創造にむけて—』、2004 年 4 月に公表した『自己評価レポート 2003—日本企業の CSR:現状と課題—』であると言われている¹²。2003 年は「CSR 元年」と称されるように、財界における CSR の高まりにより「CSR 報告書」を公表する企業が増えてきた。その場合、「環境報告書」と「CSR 報告書」の融合化現象が始まり、いずれは「CSR 報告書」に転換・統合されていくのかもしれない。さらに、企業の社会的責任のみならず、あらゆる組織の社会的責任も対象とする「SR 報告書」(social responsibility report)の構築が提案されている¹³。

このような CSR 会計あるいは CSR 報告書の研究は、わが国でも盛んに展開されてきた。その第一人者である上智大学教授・上妻義直先生に、ヨーロッパにおける CSR の最新情報と傾向および将来の法的規制動向について講演して頂いた。とりわけ、ビジネス・チャンスまたはビジネス・リスクに深く係る気候変動情報・気候変動リスクに対するヨーロッパの気候変動政策が詳細に解説されている。

その後、プロジェクト・メンバー（矢作敏行（経営学部教授）、福田淳児（経営学部教授）、永岡文庸（経済学部教授）、洞口治夫（経営学部教授）、石島隆（経営大学院教授）、菊谷正人（会計大学院教授）、との活発なディスカッションが行われた。

¹⁰ 郡司 健「環境・CSR 報告付加価値環境会計」『社会関連会計研究』第 17 号, 9 頁。

¹¹ 東芝『東芝グループ 環境レポート 2009』2009 年。

東芝『CSR 報告書 2009 社会的責任』2009 年。

なお、2009 年 3 月期には東京電力では『サステナビリティレポート 2009』、佐川急便では『SG ホールディングズグループ CSR レポート Sustainability Report 2009』が公表されている。

¹² 山口厚江「“profession”としての経営者」黒川保美＝赤羽新太郎編著『CSR グランド戦略』白桃書房、2009 年、40 頁。

¹³ 勝山進「CSR の進展と企業報告拡充化の課題」『企業会計』第 61 巻第 10 号、2009 年、4-5 頁。

Ⅱ CSR報告はどこへ向かうのか（上妻義直）

1. CSR報告のトレンド

1.1 CSR報告の課題

○上妻 本日はお招きいただきまして、本当にありがとうございます。

こんなタイトルなのですが、CSR報告が一体どういう問題を抱えていて、今どの方

CSR報告はどこへ向かうのか

上智大学経済学部教授 上妻義直
(kozuma@sophia.ac.jp)

無断複製・転載は不可

1

向に向かっているのかをお話ししたいと思います。これは、日本も含めて世界の中でCSR報告がどう扱われているかということであり、日本のことはほとんど扱っていませんが、日本もこの影響下にいるとお考えいただきたいと思います。

1.2 CSR報告の方向について

報告のあらすじ

- CSR報告のトレンド
 - …CSR報告(とくに気候変動情報)の制度的な開示規制が進んでいる
- CSR要因に対する規制強化と市場環境の変化
 - …規制強化は市場環境を変化させ、ビジネスに機会とリスクを生む
- CSR報告の決定原則
 - …財務報告原則の“True & Fair View”はビジネス環境を反映する
- より広範に具体化する気候変動情報
 - …気候変動情報はScope3情報の開示を巡って変化中

2

きょうの粗筋ですが、この4つになっていまして、最初にCSR報告が一体どちらの方向に行こうとしているのかを、特に最新の状況を中心にお話をしたいと思います。

CSR報告は、今、制度的な開示規制が進ん

でいまして、もともと法律で規制されていたわけではないのですけれども、今年になってからその傾向が著しく強くなっています。その理由は、気候変動情報が重要になってきているからです。

それから2番目なのですが、なぜCSR報告の制度的な開示規制が進むのかということなのですが、これはEUの気候変動政策に著しく関係があるのです。EUは、CSRもそうですし、それから気候変動もそうなのですが、政策目標を決めるとまず規制を始めます。規制によって周りを囲み、政策的に誘導しようとする方向にしか行けないようにしてしまう。

日本は省庁がそれぞれ独自の政策を立案し、相互に調整しないことが多いので、全体として政策目標がぼやけてしまう場合がありますが、EUはそういうことがなくて、出口が1個しかないという状況で規制をしている。その規制に対応するために、企業の戦略もそっちに向かざるを得ない。市場環境が変化することで、CSRのテーマが企業にとってはリスクを生むのと同時に、実は今まではチャンスがなかった企業に新たなチャンスを生んでいます。多分今ではこちらのチャンスの方が大きいのでしょうけれども、こういうことがきちっとアニュアルレポートなどに明示的に書かれるようにするために開示規制を行っているのです。開示規制自体は、リスク要因を書かせようとしていたのですけれども、今年はリスクよりも機会の方も重視する傾向が強くなっています。

なぜ今年かといいますと、ご存じのように、この12月に京都議定書後の新しい枠組みを決めるための国連の「気候変動枠組条約」の会議がコペンハーゲンであるからです。既にもう12月は話がまとまらないうとみんなが言い出していますが、もし新たな枠組みができれば、また同じことがもっと厳しいレベルで世界規模で起こってきます。

産業界にとって今は未曾有の変革時期で、現在はすごい勢いで大きなものが動いているのです。しかし、日本にはまだその実需がありません。すぐそばまで来ているのに誰も気がつかない状況なのです。余りぴんと来ないのですけれども、EUはもうすごい勢いで動き出していまして、中国も同じような方向に行っている。アメリカも同様です。そういう状況の中で、新たなビジネスチャンスが生まれているというのが、その背景にあるのだと思います。その辺のこともちょっとお話をしたいと思います。

1.3 C S R報告のガイドライン

それから、C S R報告は何を書けばいいのかですが、一応ガイドラインはありますが、C S R報告が制度的に規制されていないために、制度的に開示する場合のガイドラインがないことが大きな問題になっています。日本だと、多分、制度的に規制する場合には、開示させることを逐一指定していくという方向に行くだろうと思うのです。産業界もそれを望んでいる。産業界は、何を書くのか教えてほしいという状況なのです。

ところが、E Uは全く違っていて、基本的に規制は全部枠組みでしかやらない。細かいことは自分たちで考えろという考え方で、その根源に会計学の領域では非常に重要な考え方である「真実かつ公正な映像」(True and Fair View)という考え方があります。これは後でちょっとご説明しますが、最も的確に状況をあらわす内容を書かなければいけないという大原則です。

日本の開示実務にはこういう考え方はあまりなじまないのです。日本は成文法の国ですから法令に全部書き込もうとします。しかし、ビジネスは個別性、それから歴史性が強いので、どんどん変わっていくし、何を書けばいいのかを指定しても、それ自体の意味がなくなってしまうことがほとんどです。だから、的確に状況を判断し、最も適切なものを書いて、その開示した責任を書いた人と会計士がとっていくというやり方が一番フィットしているのです。そういう考え方で開示規制が進められているので、この決定原則からみると一体何を書かなければいけないのかということをもう一度洗い出してみようと思います。つまり、最も重要な企業のC S Rテーマは一体何なのか、何を書かなければいけないのか。これがわかると、企業のC S Rは何なのか少し見えてくるのではないのでしょうか。

1.4 気候変動情報、資源（特に水）の影響

今までお話ししたことの中心にあるのは、やはり気候変動です。気候変動は本質的にC S Rのテーマですが、すでにC S Rだけのテーマではなくなっています。現在では完全に財務報告のテーマになっていまして、これがあるおかげで、C S Rは企業にとって何なのかということがとてもわかりやすくなりました。今までは、C S Rに対応できる企業は長期的に企業価値が上がるといわれてきましたが、会計学者の多くが、どう

いうメカニズムで企業価値が上がるかの説明を求めているように、その因果関係はすごくわかりにくいものでした。でも、気候変動は、その関係がよくわかるテーマなのです。気候変動をネタにしてCSRの本質を考えるのが一番いいのですが、実は気候変動と同じようなテーマがいくつか後ろに控えています。

たとえば水資源です。気候変動と全く同じ図式で、資源としての水がなくなっているのです、これを国際的に規制しようという動きが強い。その後が資源一般です。特に脱資源ということが言われ始めていまして、この9月にスイスのダボスで世界資源フォーラムが開催されましたが、その際に提言が公表されました。

その中で、私がすごくショックだったのは、脱資源化の政策手段として付加価値税を使えという考え方です。付加価値税は、ご存じのように労働に対して課税するというか、労働と資本でつくられた付加価値に課税しますが、これをやめて、労働ではなく資源消費を根拠に課税しようという、新しい付加価値課税が提案されているのです。

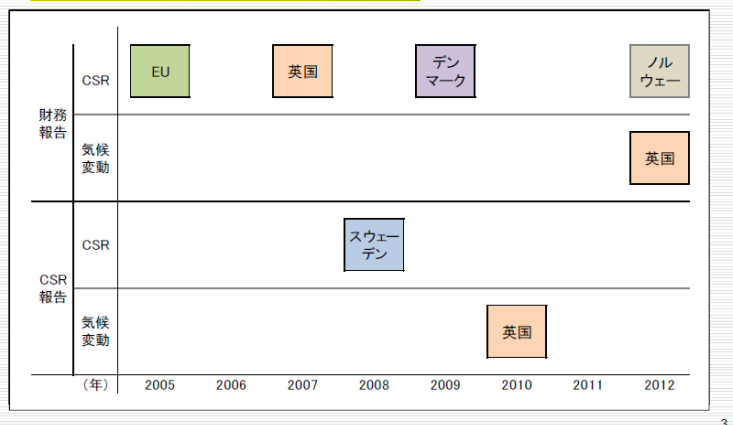
ヨーロッパの市場はご存じのように付加価値税がすごく高率でとられています。リーマンショックの影響で今年一杯は15%というイギリスも、本来は17.5%の単一税率で付加価値課税しています。一番高いスペインなどは複数税率制になっていて、自動車とかの豪華品は30%を超えているのです。そういう付加価値税の高いところだと、付加価値税をコントロールすることで企業の生産行動と市民の消費行動をコントロールすることができる。だから、脱資源化を本気で考えているのだなとわかって、ちょっとショックを受けました。

気候変動の次には水、その次には資源があるということで、CSRのテーマはビジネスのネタとビジネスの戦略が満載された領域になりつつあるという話です。そのようなことが全体の話です。もうここまでいってしまうと終わりですよ（笑声）。

1.5 各国の開示規制（欧州を中心に）

それでは、開示規制をちょっとごらんに入れたいと思うのですが、我々が考えられないくらい規制が強くなっています。CSR報告は、基本的には日本などもそうなのですが、環境報告書といわれるもので、デンマークを除けば、どこの国でも制度的に規制されているものではないのです。

CSR報告の開示規制



環境報告書については、かつてデンマークとオランダだけが規制していましたが、オランダはもうやめてしまいました。両方の国が環境報告書を制度的に規制しているのは、環境に負荷のあるような企業に対して環境マネジメントをやってほしいからで

す。環境報告書は環境マネジメントの稼働状況について説明する報告書なので、環境マネジメントが機能していないと作れないのです。だから、企業の主体的な環境マネジメントを促すために環境報告書の開示規制を行うのですが、オランダの規制は、その所期の目的を果たしたということで、2006年に廃止されました。

今、デンマークとベルギーの一部だけが制度的に環境報告書の作成を義務づけているのですが、ヨーロッパの開示規制のトレンドは完全に財務報告に移っています。つまり、アニュアルリポートに対する開示規制です。アニュアルリポートは、日本でいうと事業報告です。しかし、企業の財務情報開示ツールを財務報告というのだったら、有価証券報告書も含めてアニュアルリポートだということになるだろうと思います。そこに規制が行われていまして、最近はそれが強くなっています。

国によっては、CSR報告書を直接規制しているところもあるのですが、その根拠法は2005年1月1日以降に開始する事業年度から適用が始まったEUの会計法現代化指令です。EU指令は法的な効力を直接もつわけではなくて、加盟各国の国内法を改正させるための枠組みなのですが、ここに、アニュアルリポートに一定のCSR情報を開示させるための条項があるのです。そのCSR情報とは環境情報と従業員情報です。

1.6 日本と欧州との相違点

EUは日本と違いまして、伝統的に従業員の経営参加の制度をもっているところがた

くさんあります。フランス、ドイツ、オランダもそうですし、英国も実務的にそういうことをやっている。その主体は労使協議会で、第二次世界大戦以降、従業員と経営者がこの場で協議しながらマネジメントするという考え方が強いのです。

法律で労使協議会の設置を義務づけている国も幾つかあります。例えば、オランダなどは従業員が 26 人以上いる会社は労使協議会の設置が義務づけられていまして、専従者を 1 人置いて、2 ヶ月に一回、労使の定期協議を行わなければなりません。協議対象になるのは、従業員に関係のある大きな組織の改編、例えば工場をつくるとか、大量の採用をするとかといったようなケースです。こうした場合は労使協議会の同意が必要になります。それから、財務報告も労使協議会の承認をとりつけてから株主総会に提出される段取りになっています。

こうした諸国では、そういうバックグラウンドがあるから、労使協議会向けに従業員情報を開示する伝統をもっています。ソーシャルリポートだとか、ドイツなどだとソーシャル・ビランツとか、フランスだとビラン・ソシアルとかといったような「社会貸借対照表」という名前の社会報告書をずっと作ってきたのです。

それに対して、80 年代後半からは、環境情報の開示を求める風潮が強くなりました。だから、EU では、環境情報と従業員情報を主体とする社会情報が CSR の大きなテーマなのです。それをアニュアルリポートに書けとっているのです。これはなぜ書けとしているのかというと、ヨーロッパの社会にとって、これが大きなリスク・ファクターだったからです。つまり、こうしたリスクをちゃんとケアできるような会社が安定的で収益性の高い会社なのだという考え方があるのです。日本には、そういう労使の緊張関係と協調行動の歴史がないので、このような CSR の位置づけはなかなか理解しにくいのです。日本では、倫理的に行動する会社というイメージで CSR に熱心な会社をとらえるのですが、向こうでは税金に近い感覚ですね。これをしっかりやらないと商売ができない、と考えているのだと思います。

例えば、BP だとか、BT だとか、アメリカン・タバコだとか、それからアングロ・アメリカンだとか、そういうところは CSR で有名なのですけれども、NGO にすごくたたかれる。開発途上国での営業活動に犯罪行為がたくさんあるみたいなことをいわれて、告発記事を一杯書かれるのです。日本企業にも同じようなリスクがあるのですが、

ほとんど話題にならない。完全に違法行為がないとはいえないと思うのですが、話題として出てこないのです。でも、E Uは出てくる。そういう前提があって、C S Rに取り組まない会社は社会から放逐されてしまうリスクが生まれる。そういうものをみるためにこの指令がつくられたのだらうということです。

1.7 報告書の作成型式

この指令以降、アニュアルリポートにおけるC S R情報の開示規制はどんどん激しくなっています。とりわけ英国では、2007年10月1日以降に開始する事業年度から新しく改正した会社法が適用されることになっており、アニュアルリポートの「ビジネス・レビュー」区分に、つまり、日本でいうところの「事業の概況」みたいな箇所に、上場会社はかなり詳しいC S R情報を書かなければならなくなりました。フランスも同じような規定をもっていますが、英国の規定は開示内容が本法の中に書き込まれているという点でちょっと特徴的だろうと思います。

2008年になるとスウェーデンが「C S R報告書」の作成を国有会社に対して義務づけるようになりました。このC S R報告書は単独のC S R報告書で、アニュアルリポートでの開示ではないのですが、北欧諸国はアニュアルリポートとC S R報告書をセットだと考える傾向が強いので、財務報告における開示規制と捉えてもよいだろうと思います。一般の事業会社には普及しているC S R報告を国有会社の財務報告に関連づけて規制しようとする法律なのです。

それから、デンマークは、2009年1月1日以降に開始する事業年度から、アニュアルリポートの中にかなり詳しいC S R情報を書かなければいけないことになりました。このC S R情報は、「G R I ガイドライン」というC S R報告書をつくるためのガイドラインに沿って書けといっているのですが、要するに、C S R報告を財務報告の中に併記しろといっているのです。

このデンマーク、スウェーデンのように、北欧諸国は、「C S R報告書」をかなり重視しています。産業政策自体がC S R中心に国際競争力を強化するという考え方ですからそうなっているのだと思うのですけれども、近年、規制がますます強化されています。

1.8 英国のケース

英国では、気候変動情報に特化した規制が今年から始っています。ご存じのように、EUの環境政策は、気候変動などが典型的な例なのですが、二酸化炭素を減らすために、排出量取引制度のような、いわゆる市場メカニズムを利用した仕組みを作ります。ビジネスで二酸化炭素排出量を減らせば、お金が儲かるようにするのです。今は、二酸化炭素をたくさん出す会社、つまり、エネルギー集約的な産業が排出量取引制度の強制的な適用対象になっているのですが、英国の場合は、産業界すべてが平等に負担を分担しようという考え方があり、エネルギーを使わない産業にも規制が行われるのです。

それが「カーボン・リダクション・コミットメント(CRC)」という制度です。この制度の規制対象は事前登録が義務づけられるので、予め規制官庁に二酸化炭素の排出実績を記載したカーボンレポートを提出しなければなりません。その規制対象は約 5,000 社といわれていますが、年間 6,000 メガワット以上電力を使う会社がこれに該当し、ホテル、スーパー、映画館、自治体、学校が含まれます。こういう組織は二酸化炭素を買わないと営業ができない時代なのです。

EUの排出量取引制度は、今のところはまだ二酸化炭素を全部買わなくても、かなりの分をただでもらえます。排出量の割当分が全額オークションになるのはずっと先で、80%がオークションになるのも 2047 年ぐらいだといわれています。だから、全額がオークションの英国のCRCはいかに厳しいかがおわかりいただけると思います。CRCの規制対象組織は、営業活動で排出する二酸化炭素を 100%オークションで買わなければいけません。オークション収入は、全額プールされて、規制対象組織に一定の基準で還付されます。この還付基準には規制対象組織の削減実績が使われています。オークションで CO₂を買った企業は過去 2 年間でどれだけ省エネ努力をしたのかによってランキング化され、そのランキングに従って、オークション収入が傾斜配分されるのです。

ランキング上位の会社は、払ったお金が倍返しで戻ってくる。ところが、ランキングの下位の会社は、オークションで二酸化炭素を買った上に、それと同じぐらいの金額を罰金で払わなければならない。EUにはボーナスマルス制度という、あめとむち制度みたいなものがありますが、CRCの傾斜配分システムはその適用事例なのです。CRCの登録企業を決定するために、英国では適用対象組織以外に、その予備軍も含めて、2 万

社ぐらいがカーボンリポートの提出を義務づけられています。

それから、英国では去年気候変動法という法律ができました。気候変動法には 2050 年までに 90 年比で二酸化炭素排出量を 80%減らすという数値目標が書き込まれています。世界的にも、法律の中に数値目標が書き込んである国は現在英国だけなのです。この目標を達成するために、英国の会社は、2012 年 4 月 16 日以降、カーボンリポートをアニュアルリポートで開示しなければなりません。そのために、アニュアルリポートの開示規制を行う会社法が再度改正されることになります。

現在のところ、この適用対象がどの範囲になるのか明確になっていませんが、気候変動法をみる限りは、すべての会社が対象になるというかなり厳しいルールです。ただし、英国の財界は、規模の大きい会社や現在他の法令で排出規制が行われている会社に限定適用するよう主張しているので、今後の対応が注目されています。いずれにしても 2012 年 4 月 16 日以降、英国ではアニュアルリポートにはカーボンリポートを書かなければいけない。つまり CO₂情報を開示しなければならなくなるのです。

英国では、規制があるから実務が動くということはほとんどなくて、規制をつくる前に実務の普及を図ります。ですから、2012 年までに実務を普及させるために、カーボンリポートを作成するためのガイドラインが策定されました。これについては後で説明します。英国を中心に、気候変動情報の開示規制が強くなっているのです。

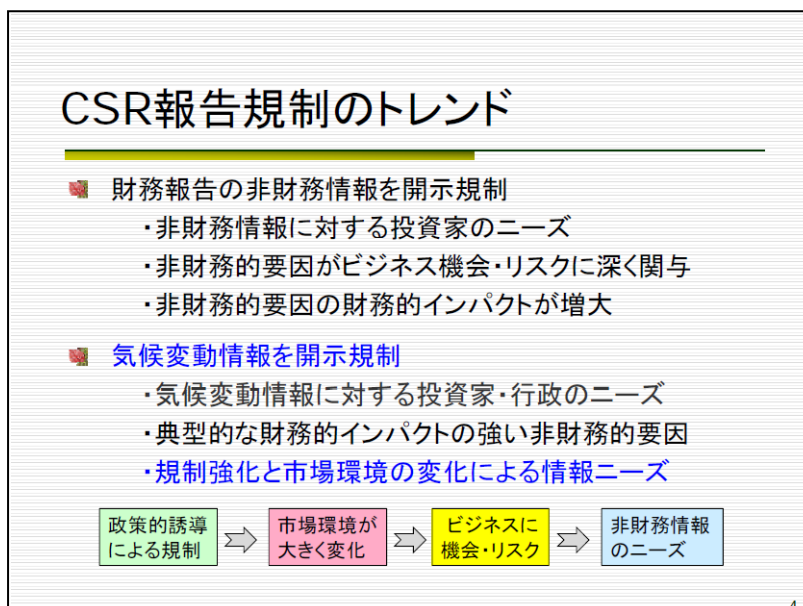
1.9 法改正の動き

実は、ノルウェーが再来年、法律を変えるだろうといわれています。この件ではすでに白書が公表されていて、デンマークと同じような制度になることが予想されています。この動きはフィンランドにも伝搬しており、北欧 4 カ国は、CSR 情報開示に関して同じような方向で規制化が進んでいます。北欧のすぐ下にはオランダがあるのですが、オランダでも同じような考え方があります。つまり、アニュアルリポートに開示すべき CSR 情報を CSR 報告書に代替させるという方法です。それは、アニュアルリポートに開示するよりも CSR 報告書の方が、開示内容が詳細になるからです。オランダ方式は、アニュアルリポートで開示すべき CSR 情報について、CSR 報告書を参照させるか、または、それをそっくりアニュアルレポートに収録してしまうという考え方なのですが、いずれにして

もアニュアルレポートにおいて、詳しいCSR情報開示を求めています。

ところが、英国やフランスのようなヨーロッパの主要国は、そういう方向ではなくて、むしろアニュアルレポート中に、詳しい気候変動情報を入れる方向で動いています。残念ながら、日本には全くそういう動きがありません。他のアジア諸国でも同様です。

1.10 非財務要因のCSRに対する影響



アニュアルレポートでCSR情報のような非財務情報の開示規制を行う理由は、非財務情報に対する投資家のニーズが著しく高いからです。それは、非財務的な要因がビジネスのチャンスだとかリスクに深くかかわっているからに他なりません。

特に気候変動は典型的な事例です。EUのように気候変動に関する規制の強い地域では、気候変動リスクにさらされる企業ではお金が出ていくのです。

そうした地域の典型が英国です。英国では、気候変動に関する政策目標が達成できないような場合は、個人も規制するといっています。英国環境庁の理事長は、つい先週行われた年次総会で、カーボンの配給制を提案するといっているのです。多分、それは年間1.3トンぐらいだと思うのですけれども、個人にカーボンクレジットを配給して、そのチケットをもっていかないとガソリンが買えないとか、電気代が払えないとかという仕組みです。もちろん、このクレジットは売買が可能なので、個人を対象とした排出量取引制度になっています。英国では、これまでも個人を対象とする排出量取引制度の構想が議論されてきましたが、その度に反対されてきました。

しかし、今回は去年から議会でも検討が始まっており、本当に実現に向けて進められ

ているという印象を受けます。英国の個人排出量取引制度には貧困政策も絡んでいて、クレジット配給時は所得に応じて配給量が決定されます。所得の少ない人にはクレジットが多く配給されるのです。フランスでも、最近の炭素税制度の創設議論に絡んで同じようなことが言われていました。

こうした地域では、企業は二酸化炭素を買わないと商売ができなくなるわけで、二酸化炭素を出さない企業のリスクは少なく、二酸化炭素の出さない製品を作る企業はお金の儲かるという市場環境ができ上がっているのです。ビジネスのチャンスとリスクが、この気候変動という非財務的要因に集約されているのです。

1.11 投資家との関わり

というわけで、今までは全然関係ないと思われていたこの非財務的要因の短期的な財務的インパクトが現在ではとても大きくなっているのです。ですから、気候変動情報を開示規制することになるのですが、機関投資家は、日本で現在開示されている情報よりももっと詳しい情報を要求しています。

皆さんは、CDPという取り組みをご存知でしょうか。「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト」といわれるものなのですが、世界の機関投資家が集まって、大企業にカーボンリポートの提出を任意でお願いする制度です。

日本も約 500 社が質問票を受け取っています。日本企業の中には回答していないところもあるのですが、回答がインターネットで開示されるために、非回答の企業や回答していても回答結果の開示を拒む企業は、ヨーロッパでの資金調達が困難になる状況になりつつあります。

CDPに参加する機関投資家は、投資対象とする大企業に対して、温室効果ガス情報の自主的な開示を求めています。彼らの運用資金規模は 600 兆とか 700 兆とかといわれていますので、資金調達市場に相当の大きさのインパクトを与えると予想されています。いずれにしても、二酸化炭素を買わないと商売ができない環境が顕在化しつつあり、それは厳しくなることはあっても、なくなることはないのです。だから、気候変動情報の開示が必要になるのです。

でも、日本にはまた切迫したニーズがないし、その市場環境もありません。だから、

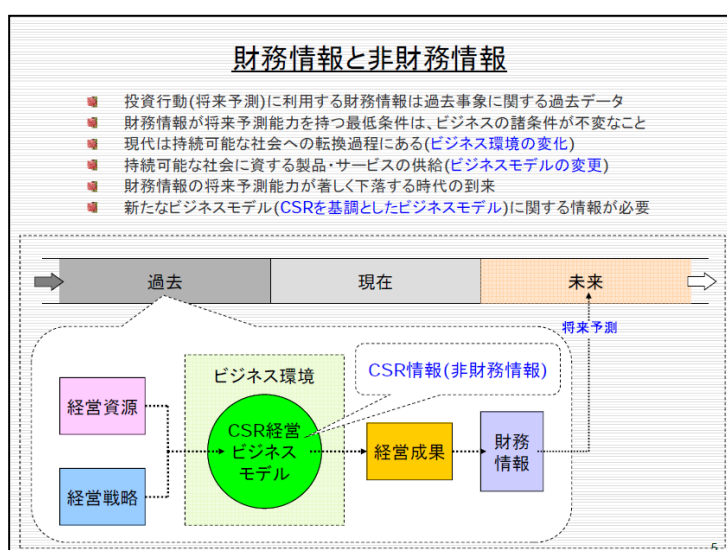
みな無関心なのですが、それはとんでもないことです。

EUの場合は、政策的誘導で規制する。その規制があることで、市場環境が大きく変わっている。そこに、ビジネスのチャンスとリスクが生まれるのです。だから、気候変動に関する企業の情報を利害関係者が要求するようになったのです。

2 国内外の企業戦略と規制

2.1 CSRに関する各国企業の対応

今までの投資行動では財務情報しかみていませんでした。これは企業の情報モデルですが、経営資源と経営戦略をこの中に投入すると経営成果が生まれ、それが財務情報として企業外部に開示されていました。投資家はそれを将来予測に使っていた



のです。しかし、これは過去の情報なのです。過去の情報から将来予測する場合は、ビジネス環境が不変でなければなりません。しかし、今みたいに世の中が大きく変わっているときには、ビジネス環境も変化し、財務情報に予測能力がなくなります。現在のビジネス環境は、世界が持続可能な社会に向けて構造転換を図っているときなので、ドラスティックに変わろうとしています。財務情報はそれを反映できないのです。

気候変動はビジネス環境を著しく変えています。消費市場が低炭素製品やサービスを求めるようになるからです。例えば、最近はカーボンラベルを表示する商品が出てきています。カーボンラベルというのは、製品の原材料採取から廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて、CO₂がどのくらい出ているのかを表示する環境ラベルで、日本だとカーボンフットプリントとも呼ばれています。こうした環境ラベルが実用化されるのも、消費動向が変わってきている証拠です。

さっき英国の例でみたように、カーボンクレジットが配給制になるかもしれない環境

では、低炭素製品への需要が起こってきます。例えば電力などは完璧にそうだと思います。化石燃料で発電するよりも再生可能エネルギーによる電力の方が圧倒的にカーボンが少ないわけですから、そっちを買ったほうが得になります。英国ではスマートグリッドという高速のデジタル送電網が設置されているところがあり、家庭のメーターで発電ソースの違う電気が選択できます。電力会社も各家庭が一体どのぐらい電気を使っているのかをリアルタイムで把握できる。デジタル送電網を通じて電気を送っているからです。

電気はピーク電力のときに二酸化炭素が一番出ます。通常は原発で発電する電気も、ピーク電力のときは、対応するために火力発電を利用します。だから、低炭素な電気を利用するためには、ピーク時に電気を使わないようにするのが一番いいのです。スマートグリッドに使われるメーターでは、ピーク時がわかるので、ピーク時に送電をとめるとか、送電はとめないまでも家庭でピーク電力を超えようとするときに電気製品を1回切るというようにすると、電気料金も安くなるし、カーボンも出ないのです。

最近では、アメリカのある電機メーカーがスマートグリッド対応型の家電を売り出しました。洗濯機の場合には、ピーク電力になったときに自動的に電源が遮断されて、ピークから下がったらまた始まるとか、冷蔵庫の霜取りはピーク電力のときにするとかというようになっています。しかし、日本ではスマートグリッドへの対応が遅れています。アメリカのオバマ大統領はスマートグリッドで二酸化炭素を減らす戦略をとっていますし、韓国も2030年までに国内の送電網を全部スマートグリッドに変えるといっているようです。

そういう状況なのに、日本だけが浦島太郎のような環境に置かれているのです。いずれにしても、製品やサービスが持続可能であることが重要で、気候変動に対応するために何をつくるかが重要になっています。多分、今、日本の企業で、低炭素製品をつくれる企業はヨーロッパのマーケットの中にすぐ参入できます

低炭素製品をつくるのはそんなに難しくありません。例えば英国にウォーカーズというポテトチップスをつくっているペプシコの子会社があります。この会社は自社製品のカーボンがどこから出てきているのかを調べたのですが、一番多かったのは揚げる工程で、揚げるときにエネルギーをたくさん使っていることがわかったのです。このエネル

ギーを減らせばいいのですが、なぜそんなにエネルギーが必要かを調べたら、原因は原材料のじゃがいもにあることがわかりました。農家から買ってくるときに重さで買っているのに、農家は栽培したジャガイモをサイロに入れて、半月ぐらい蒸気をかけていたのです。つまり、水で重くしていた。だから、揚げるときに長時間揚げなければならない、多くのエネルギーが必要だったのです。ウォーカーズはその農家をやめて仕入ルートを変えたところ、あっという間に 30% ぐらいカーボンが減りました。

探していただくとわかるのですが、意外に製品とかサービスの CO₂ は努力しなくても減る場合があるのです。こういうものがビジネス環境を左右するようになっているので、今までのような財務データではほとんど役に立たなくなっているのです。

というわけなので、この新しいビジネスモデル、変革の時代のビジネスモデルに対応した情報が必要になるわけで、そのためには非財務情報を活用しなければならないのです。だから、アニュアルレポートにより多くの非財務情報を開示させようとする動きが出てくるのです。

2.2 EUの気候変動政策

ちょっとEUの気候変動政策をみてみたいと思います。どのように規制を強くしているのかということなのですが、EUは 20—20—20 という政策を立てていて、CO₂ を 2020 年までに 90 年比で 20% 削減する、再生可能エネルギーの割合も 20% にするといっています。

気候変動に関する規制強化

EUエネルギー・気候変動パッケージ

- 2020年までに達成すべき数値目標
 - ①CO₂を90年比20%減
 - ②再生可能エネルギーの比率を20%へ
 - ③加盟国は自動車燃料の10%をバイオ燃料に
- 主要な達成手段
 - ①EU-ETSの強化…範囲拡大、オークション化等
 - ②非EU-ETS産業の規制…GDP基準で加盟国に割当
 - ③戦略的エネルギー技術開発(SET Plan)…研究支援
- 規制+奨励策で市場にイノベーションを促すメッセージ発信
- 市場メカニズムを機能させるための情報規制

6

それ以外の部分、例えば農業とか建築とか、EU内で二酸化炭素をたくさん排出する産業部門については、EUが直接規制せず、各国ベースでGDP基準による規制を行っています。

この政策は、12月のコペンハーゲンで、もしアメリカ、中国、インドが京都議定書後の枠組みに参加して、数値目標を掲げるようになったら、30%に増やすとっているようです。しかしながら、中国は数値目標を飲まず、しかるべき程度の削減をするというだけです。ただ、大量に再生可能エネルギー・プロジェクト等に投資しているので、中国のヨーロッパにおける評価は著しく高いです。自民党政権のとき、日本はほとんど評価されていなかったのですが、民主党政権が25%削減といい出したので、すごく評価されるようになりました。インドは数値目標を承諾しませんが、そのかわり、毎年、国連に削減実績を報告するといっています。

いずれにしても、コペンハーゲンでのCOP15は、合意に至らず、決着は来年の春ごろになるだろうと予想されています。英国のブラウン首相は、12月に何とか話をまとめたいかといっていますが、どうなるかわかりません。

これを達成する手段は何なのかというと、EU-ETSといわれる「排出量取引制度」です。EU-ETSは今後規制範囲を拡大することになっています。しかも、現在は100%無償でCO₂排出枠を与えている発電所に対して、今後は全額オークションにするといっています。新たに規制されるのは航空、石油化学、アルミです。今まで航空産業は規制されていなかったのですが、2012年以降、ヨーロッパ発着便をもつ航空会社は二酸化炭素を買わないと、飛行機が飛ばせなくなります。日本の航空会社も7社、リストにあがっています。JAL、ANA、あと小規模な貨物業者です。

航空業界はこれを嫌がってしまして、規制されるのはしょうがないけれども、ヨーロッパ便をもっているところだけ規制されるのは競争条件が均一になっていないと主張しています。そこで、業界を全部含む、世界中の航空会社を対象とした「排出量取引制度」を作ってくれと国連に直訴しました。業界が規制を直訴するなど考えられないのですが、その方が業界にとって好都合なのでしょう。COP15でこの話は話し合われるだろうと思います。

それから、EU-ETSの対象になっていない産業、つまりエネルギーをたくさん使わない産業については、GDP基準で加盟国に独自の規制をさせています。その規制が強いのは英国です。他の国はそんなに厳格な規制を行っていません。特に東ヨーロッパの国は、規制を強化すると経済競争力が低下して、GDPが下がってしまうのです。だか

ら、非常に大きな問題になっています。いずれにしても、日本にはまだ Cap&Trade 型の排出量取引制度はないし、二酸化炭素を出さない産業まで規制するなんて、発想自体がありません。

日本は京都議定書の削減公約をどのように果たしているかご存じですか。日本は京都議定書の 6 %削減公約を守るために、京都メカニズムという仕組みを利用して、外国から CO₂を買ってきているのです。その資金源は税金です。もうすでに 5 兆円使われているといいます。本当だったら、二酸化炭素をたくさん出した人がお金を出して排出責任をとっていかねばいけない。だからといって、鉄鋼会社とセメント会社の業績が悪くなれということはできません。国民生活に鉄が要らないわけではないからです。だから、国がきちっとしたリーダーシップを発揮して、産業別の削減計画を立案しなければなりません。しかし、まだ、それが十分にできていません。規制を強化すると財界も反対するし、いろいろな障害があるからなのでしょう。だから、税金で二酸化炭素を買ってきている。

2.3 EU型国家政策の基本方針

EUでは、規制するだけでなく、補助金もたくさん出しています。例えば自動車産業です。後で出てきますけれども、EUの交通政策は電化一辺倒です。自動車を原則として全部電気自動車にシフトするという考え方で、ドイツでは充電設備の設置と蓄電池の開発に来年までの期間に 500 億円を投資しようとしています。英国とフランスは法律を作って、一定規模以上の駐車場をつくる場合は、充電設備の設置を義務づけています。そういうところに大量の補助金が出ているのです。つまり、お金を出して誘導し、規制して退路を断つ。そうして、ある方向にしか行けないようにしているのです。だから、ビジネス環境も変わるのです。

日本でそんな政策を実行したら、産業が成り立たなくなるという人がいます。しかし、EUも状況は同じです。EUの考え方は、イノベーションの誘導です。イノベーションは現存の技術を組み合わせてもできる。イノベーションを起させるために強い規制と補助金を使うのです。

この政策はどんな効果があるのでしょうか。日本のように、みんなが痛まないようにす

るためにソフトランディングしようとする社会では、産業に対する強い規制を行わず、二酸化炭素は税金で解決します。しかし、こんなことを続けていたら、5年後どうなりますか。イノベーションを誘導できない産業の競争力は、著しく見劣りするはずです。これから低炭素社会に移行しなければならず、そのために規制が厳しくならざるを得ないのに、日本の産業は対応できないでいるのです。

気候変動は環境問題ではありません。完全な経済問題、産業政策なのです。少なくともEUはそう考えている。だから、英国のCBIは、毎回何か文書を出すたびに、今がビジネスチャンスと書くのです。規制が強くなればなるほど、それに適応できるプレイヤーにはビジネスチャンスになるのです。

こういう状況で一番大事なことは、企業が出口に向かってスムーズに動けるようにするために、企業を支援する市場環境がなくてはいけない。この市場環境はステークホルダーが作るので、この人たちに情報をちゃんと流して、CSRに熱心な、気候変動対策をきちっとやっている企業がお金を儲けられ、その株価が高くなるような市場環境を作らなければならない。気候変動情報の開示規制は、そのためにあるのです。

2.4 国家間の環境戦略

EUの自動車規制は、日本の新聞にほとんど載りません。しかし、EUは自動車が1キロ走るときに出すCO₂の量を規制しようとしているのです。今は1キロ走ると170グラムぐらいが平均値なのですけれども、これを130グラム以下に規制する取り組みが行

われています。また、この規制を遵守できない自動車会社には、莫大な課徴金が課せられることになっています。

日本車でこの規制値を達成できないといわれた会社が2社ありました。そのうち1社

気候変動に関する規制強化

EU自動車CO₂排出規制

- 自動車の気候負荷: 域内CO₂の25%・石油消費の73%
- 自主目標: 2008年(日本車2009年) までに140g/km
- 新車規制: 2015年までに130g/km以下に削減
- 関連規制: エアコン、タイヤ、バイオ燃料で10g/km減
- 経過措置: 2012年(65%)→2013年(75%)→
2014年(80%)→2015年(100%)
- 課徴金: €5/超過1g → €25/次の1g → €95/次の1g
- 現在の新車: 平均160g/km~170g/km
- 電気自動車の普及促進
 - ・EU: 2010年6月までの電気自動車開発に€ 50億拠出
 - ・EU: 商用車は2016年以降175g/km(現在は200g/km)
 - ・英国: 2011年以降電気自動車以外は税制優遇しない
 - ・ノルウェー: 2015年以降ガソリン車の販売禁止を検討

は、現在対応できる見通しのようです。しかし、もう一社は達成できない可能性があるとのことで、そうなれば、EU市場で車が売れなくなります。

日本のメーカーは、ガソリンを満タンにして 400～ 500 キロ走れることを条件に、自動車作りを考えてきたように思います。しかし、現実には市場化された電気自動車は、満充電にしても 80 キロぐらいしか走らない。クーラーをつけると 40 キロぐらいで再度充電が必要になる。そういう技術水準なので、日本では、電気自動車ではなく、走行距離の確保できるハイブリッドカーの方向へ行ってしまうのです。ちなみに、アメリカで実験的に作られているテスラ社の車は、1 回の充電で 1,000 キロ走ったと報じられていますので、技術的にもかなり解決に近づいているようです。

ガソリン車と同じ性能を求めようとする、現在の技術水準ではまともに走れる自動車を作ることが困難な状況です。その最大のネックがバッテリー性能です。バッテリーの蓄電能力が必要なレベルになっていないので、日本の自動車メーカーの電気自動車作りはあまり進まないのです。しかし、アメリカなどは全然違う考え方で、車を売るときにバッテリーは売らず、ガソリンと同じように、スタンドで付け替えるという考え方で開発しています。だから、蓄電性能が十分でない現在の技術でも、ガソリンスタンドでバッテリーを付け替えれば、十分に実用化できるのです。要するに、陸上交通の電化を進めて気候変動対策にしようとする政策的な意志があるかないかの違いです。

日本では、蓄電池のイノベーションが起きないと、電気自動車の普及は進まないといわれるのですが、ヨーロッパやアメリカは、現存の技術水準でも実用化を目指そうとしています。どちらの考え方がいいのかわかりませんが、日本の自動車産業がヨーロッパやアメリカと違った現状認識をもっていることは否定できません。

EUは自動車だけでなく、いろいろな産業分野で規制を行っています。規制の存在は、その方向以外に行けないという強いメッセージになっているのです。日本では、イノベーションを起こさないと車が売れなくなるような規制はできないと思いますが、EUは平気で規制する。また、産業もそれを受けとめる。

自動車規制の検討時に賛成していたのはフランスとイタリアです。ここは両方とも小型車が強いので対応できるのです。しかし、ドイツは反対していました。ドイツは大型車メーカーが多いので、130 グラムの排出規制に対応できないのです。ドイツの反対に

もかわらず、フランスとイタリアに押し切られて、この規制が行われることになったのです。でも、最後の最後で、フランスがドイツに助け船を出しました。規制に経過期間を設ける妥協案を出して、ドイツに準備する時間を与えたのです。

なぜフランスがそんなことをするのかわかりませんが、サルコジ大統領は本当にビジネスマンなのだろうと思います。自動車規制でドイツに有利になるような経過措置が組み込まれた後に、ドイツが原発の全廃方針を撤回したからです。ドイツは原子力発電所の全廃を決定していましたが、メルケル首相とサルコジ大統領が自動車規制の話をした後に、これを撤回しました。おそらくは、ドイツの原発が稼働期間を延長することで、保守部品等の原発ビジネスでフランスがビジネスチャンスを得るような取り決めが行われたのではないのでしょうか。

ドイツが本当に原発の全廃方針を撤回したら、メルケル首相は緑の党とかに怒られてしまいます。しかし、メルケル首相は、気候変動のために原発の全廃方針は撤回するが、期間を延長して使うだけだといっています。あと 30 年使う。そこで得られたお金で再生可能エネルギーに投資する。一応今のところ、この方針はドイツでも受け入れられているようです。メルケル首相の腹は原発の増設らしいのですが、これは多分認められない。でも、英国も原発を増設しますし、当面の気候変動政策の重要な話題にはなるだろうと思います。しかし、環境問題を解決するというレベルではなく、極めて政治的な、極めて経済的な動機で、規制だとか、色々なものが作られている。そういうビジネス環境なのだということをご理解いただけると、なぜ投資家の人たちが気候変動情報をちゃんと出せといっているのかがわかりいただけると思います。EUには実需があるのです。しかし、日本はまだありません。

2.5 消費者の動向

ちなみに、こうした規制について消費者の人はどう思っているのか。環境に優しい製品を買うというのはヨーロッパのトレンドだったのですが、リーマンショック以降、これがどうなったのかを調査するために、今年になってから5つぐらいレポートが作成されています。

市場環境の変化

環境配慮製品に対する購買意識調査

リーマンショック以降も環境配慮製品の購買意欲は旺盛

A: 34% (Δ2%), B: 63%, C: 66%

安心・安全で環境にやさしい製品ならプレミアムを支払う

A: 81% (EU), B: 50%超

環境配慮製品の選択肢が乏しい(A: 不買者の16%)

環境配慮製品・企業の判別に自信がない

A: 不買者の34% (不買理由No.1), B: 25%, C: 70%

情報源の企業情報(環境表示・広告)には懐疑的(C: 59%)

ref: A: Boston Consulting(2009), B: GMA-Deloitte(2009), C: Carbon Trust-YouGov(2009)

8

簡単に申し上げますが、リーマンショック以降、環境配慮製品を買おうという傾向は、どの調査をみても衰えていないです。潜在的な市場がある。ただ、グリーンプロダクツとかグリーングッズといわれる環境配慮製品の概念が日本とちょっと違うかもしれない。すごくおもしろ

いのは、日本で「グリーン」といったときに一番評価される特性は「ハンドメイド」なのだそうです。ヨーロッパはそんなものにほとんど反応しなくて、例えば動物実験をやらない会社を作っているとか、そういうところが評価されるようです。

リーマンショック以降も環境配慮製品の購買意欲が旺盛になっているわけですが、これは物理的に環境に優しい製品というより、より健康に優しい製品が求められていると想像いただいたほうがいいかもしれません。グリーン概念には健康に優しいという要素も含まれている。だから、オーガニックみたいな食品の需要が著しく高くなる。こうした消費者の選好は、先般の中国製ギョウザ事件を思い出していただければおわかりになると思います。いずれにしても、環境配慮製品には潜在的な市場がかなり大きく存在するのです。

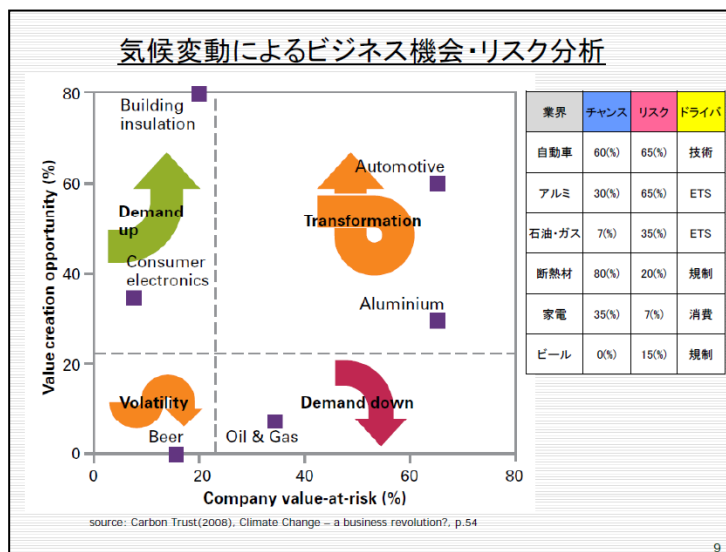
各調査によれば、消費者はどれが環境配慮製品なのかがよくわからないと訴えています。何が環境にいいのか。企業の宣伝は信用できないし、宣伝文句を見てもどれも同じようなことが書いてある。NGO等が主張することは信用できるのだけれども、企業の環境宣伝は信用されていないのです。つまり、信頼性のある情報が市場にない。というわけで、製品ベースでいうと、やはりアニュアルレポートにきちっとした情報を書いてほしい、CSR情報を開示してほしいというのは消費者の要望でもあるのです。

こうした調査は日本で実施すると全く違う結果が出ます。日本では、企業の投資も消費者の購買意欲もリーマンショック以降かなり落ち込んでいます。ところが、ヨーロッ

パの場合には、企業の環境投資や消費者の環境消費に対する選好はむしろ上がっている。企業の投資が増えているのは、今がビジネスチャンスだということです。競合他社の体力が弱っているときに、積極的に投資して勝ち抜くのだという考え方のようです。

2.6 CSRが各種産業にもたらすもの

この図は Carbon Trust というイギリスの会社がつくったものですが、今後、EUにおいて気候規制が強化されると、各産業にどのような影響が出るかをみたものです。横軸が企業価値に生じるリスク、縦軸が企業価値の増加です。ですから、縦軸は将来キャッシュフローの増加だと思って



ください。縦軸の上に行けば行くほど企業はお金が儲かる、横軸は儲けが減少することを表しています。それを、自動車、アルミ、石油・ガス、断熱材、家電、ビールという気候変動絡みの産業について分析しているのです。

自動車とアルミはトランスフォーメーションがテーマです。つまり、業態転換すれば儲かるが、このままだったら駄目になるという。自動車の場合には——これはキャッシュフローベースです——もしうまくいけば、2020年ぐらいまでにキャッシュフローが60%増えるだろうとのこと。でも、駄目だったら65%ぐらいキャッシュフローが減るだろうという予測です。自動車産業のポイントは技術です。要するに、電気自動車等の新技術によって省エネ車競争に勝てたところが勝つという考え方です。

アルミに関しては、30、65ですか。ここは電気精錬ですし、今後は排出量取引制度の規制対象になるので、この動向がどうなるかによって変わる。例えば電気精錬をやめてリサイクル材を使う。電気精錬を減らしてリサイクル材を利用すると省エネ化が図れるので、それが技術的に確立できる場所は儲かるだろうといわれています。

それから、石油・ガスは将来がないといわれています。これはもうどうしようもない。需要も減っていきますし、打つ手が何もないので、再生可能エネルギーに転換して、エネルギー産業として全然別のところに行かなければ無理かもしれません。

一番将来性があるのは断熱材です。EUの場合には、暖房のための建物断熱がCO₂削減に効果的だといわれている。向こうに行かれた方はわかるのですが、古い建物などはセントラルヒーティングなのですが、熱はみんな上に行ってしまうので、屋根裏部屋が一番暖かいのです。ここを断熱しようとしている。今、法律ができていまして、新築の建物は、断熱をしないと建築許可がおりないと思います。これから古い建物の断熱も推進しようとしている。だから、断熱材メーカーは何もしなくても収益性が向上するといわれています。

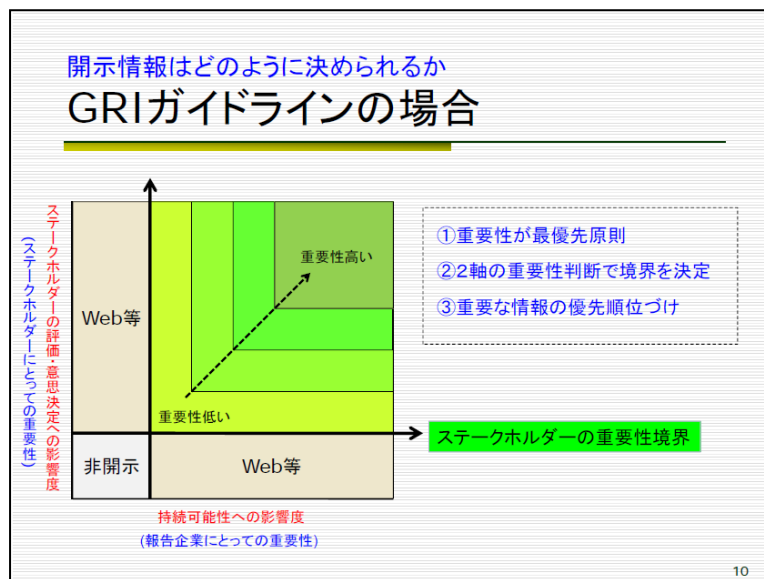
それから、あとは家電です。これは先ほどのスマートグリッドの関係で、家電の買い換え需要が一斉に起こってくる。白物家電は全部買い替えられるはずですから、ここにビジネスチャンスが出てくる。スマートグリッド対応の家電で性能のいい製品をもっていたら、すごく大きなマーケットをつくることができます。しかし、日本の対応は遅れているようです。不思議ですね。かつてのヨーロッパには不要だったエアコンが、最近の温暖化で必要になってきています。だから、エネルギー効率の高い日本のエアコンをヨーロッパで販売すれば、すごくいいビジネスにはなるだろうと思うのです。ヨーロッパのエアコンはあまりよくないですから。

それから、ボラティリティーがほとんどないというのがビール産業です。気候変動の影響という意味では、ここは余りおもしろみがない産業といわれています。

3. CSR報告書の原則

3.1 True and Fair View(真実かつ公正な映像)

では、一体CSR報告書にどのような情報を開示すればいいのか。これは、GRIガイドラインというCSR報告の作成ガイドラインにおける開示事項の決定原則をまとめた図です。基本的には重要性の高い事項を開示する。何が重要性の高い情報かは、報告企業にとっての重要性とステークホルダーにとっての重要性を両方考えて、報告企業が決めることになります。重要性の高い情報はCSR報告書に記載し、重要性の低い情報はウェブに開示する。重要性のない情報は開示しないという考え方なのです。しかし、

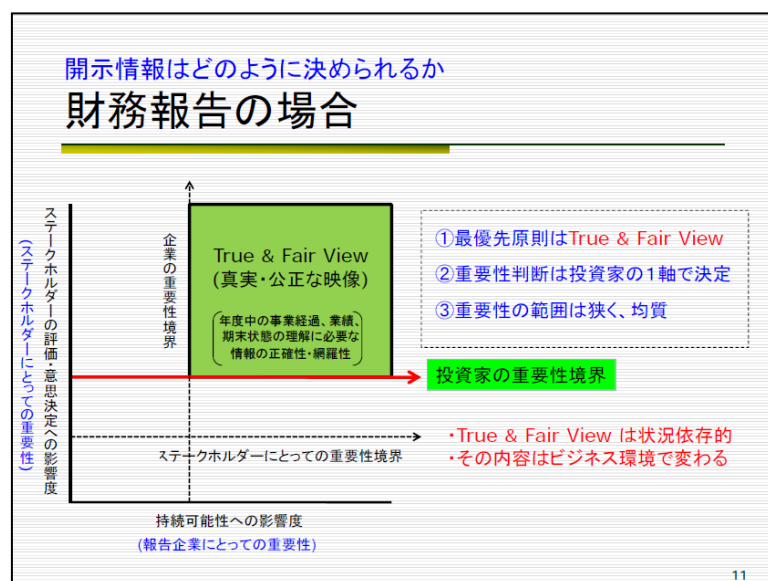


重要性の判別線をどこで引くのか、スレッシュホールドの判定をどうするのかというのは極めて難しい問題です。

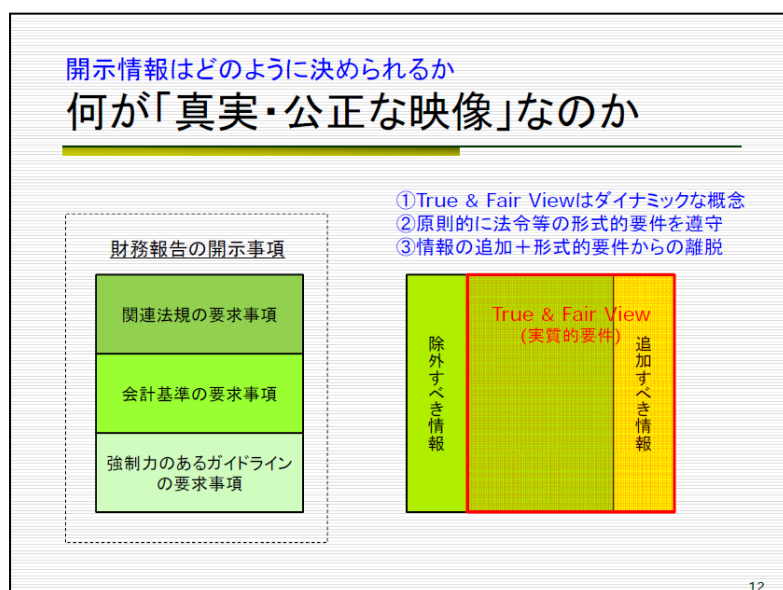
GRIガイドラインは、重要性の高い情報の中にも重要度の差異があるといっています。先ほど申し上げたような気候変動情報は重要性が著しく高い情報です。

だから、気候変動情報はCSR報告書に必ず記載されます。かつては重要でなかったが、最近重要性が増しているのが水や森林資源、天然資源です。重要性は基本的にCSR報告の開示事項を決める基準なのですが、財務報告の非財務情報に関しては確立された開示基準がありません。

そこで財務報告で開示すべき非財務情報をどう決めればよいかを、CSR報告書の開示原則を少し変形して、考えてみたいと思います。財務報告には「True and Fair View」という考え方があります。財務報告には報告企業の真実・公正な映像を書きなさいというものです。真実・公正な映像が具体的に何を意味するのは難しい問題ですが、年度中の事業の経過、1年間の業績、期末の財政状態（つまり、貸借対照表と損益計算書）を理解させるのに必要な情報を記載しなければなりません。



そうした情報の内容は企業によって違いうだろうし、状況によって違いますが、これをさっきのGRIガイドラインでみると、このようにみることができます。つまり、ステークホルダーの重要性判断だけで決められるということです。要するに、投資家の重要性判断が情報の開示基準になる。企業の重要性判断は基本的に考慮されません。投資家が必要だと思う情報を開示しなければならないので、先ほどのCDPのように、投資家が要請するなら、このTrue & Fair Viewの考え方にもとづいて、カーボンリポートを開示しなければならないのです。



財務報告における非財務情報の重要性はかなり限定されています。ですから、アニュアルリポートのCSR情報は、通常のCSR報告書に記載する情報の範囲より狭くなります。なぜなら、CSR情報の中でも財務なインパクトを与える蓋然性

の高い事項だけが記載されるからです。その意味では、気候変動は絶対に開示されます。気候変動は単なる環境情報というより、財務情報を補完・補足するのに不可欠な非財務情報になっているからです。

何が真実・公正な映像なのかをちょっと考えてみましょう。これには、一応形式的な基準がありまして、法律で要求する事項がまず重要です。それから、会計基準が要求する事項も重要性が高いです。作成ガイドラインがある場合は、これも考慮すべきだといわれています。しかし、こうしたTrue & Fair Viewの形式的要件だけでは投資家の情報要求を満たすのに十分ではないケースがあります。

例えば、この赤で囲んだところです。これが、True & Fair Viewの実質的要件だとすると、不足する情報を追加しなければいけない。これが法律の要求しない事項であっても追加せざるを得ない。それから、左側は不要な情報なので、報告書から排除します。

会計基準には「離脱規定」という考え方があります。True & Fair View が支配するアニュアルレポートの情報は、法律が開示要求する事項であっても、それを書くことで逆に True & Fair View を表示できないケースでは、それを開示してはならないという考え方です。EU 会社法指令のように、離脱規定をもつ開示法令では、法律自体が法律の遵守を禁じることになります。

これは英国流のコモン・ロー的な考え方ですが、国際会計基準も基本的にはこの考え方ですし、アメリカはちょっと違うと思いますが、日本などに比べたらかなりこれに近い。ところが、日本には離脱規定の考え方がないのです。だから、日本の場合には、非財務情報の開示基準作りが難しいかもしれない。

3.2 各国の法規制

要求事項の範囲			
CSR報告の開示規制			
規制地域	法令	規制範囲	要求事項
EU	会計法現代化指令	大規模会社、中規模会社	環境・社会KPI
英国	2006年会社法	上場会社	CSR情報
スウェーデン	国有会社外部報告ガイドライン	国有会社	GRIガイドライン
デンマーク	年次計算書法	大規模会社、国有会社 機関投資家	CSR情報
英国	CRC登録制度	非エネルギー集約型産業 (年間6,000MWh電力消費)	CRC排出量
英国	気候変動法	Business Review作成義務会社	気候変動

要求事項の範囲は広範で状況依存的 (but 気候変動情報は特定されつつある)

では、CSR報告の開示法令を整理したいと思います。EUの場合には、基本的に会計法現代化指令でCSR情報の開示規制を行っているのですが、その規制対象は大規模会社と中規模会社です。開示が求められるのは環境情報と社会情報(従業員情報)で、KPIとい

われる数値情報として開示しなければなりません。また、英国会社法では、上場会社に対して、広範なCSR情報の開示規制を行っています。スウェーデンの場合には、GRIガイドラインに従って国有会社はCSR報告書を作成しなければなりません。デンマークの場合には、CSR情報といっていますけれども、GRIガイドライン型の情報です。英国で最近制定された気候変動法やCRC登録制度も気候変動情報に特化しています。最近5、6年は財務報告におけるCSR情報の開示規制が強化されてきたのですが、ここ1、2年のトレンドは気候変動情報の開示規制に著しく偏っています。

それで、今、一番何が True & Fair View の対象になっているのかをお話ししたいと思います。気候変動情報の中でも、ヨーロッパで True & Fair View の範囲に入ってきたと思われる情報です。True & Fair View は極めて歴史性が強く、その意味内容は時代と共に変化するのですが、最近新たに開示が求められるようになった情報があるのです。

3.3 S c o p e 3 という要素

どこが問題なのか
ガイドラインのScope3ステータス

要求事項 ガイドライン	時期	直接的 Scope 1 (燃焼・製造等)	間接的 Scope 2 (購入電力等)		Scope 3 (サプライチェーン)
GHGプロトコル	2004年3月 (現在策定中)	○	○		△ (プロトコル策定中)
ODP質問票	2009年2月	○	○		○
英国CBI意見書	2009年4月	○	○		×
ODSB報告フレームワーク草案	2009年5月	○	○		□ (財務的影響)
英国環境省ガイダンス草案	2009年6月	○	○		□ (重要性基準)
GRI (G1)	2000年	GHG排出量(活動バウンダリーの区分なし)			
GRI (G2)	2002年	○	○		△
GRI (G3)	2006年	EN16	EN16		EN17
環境報告ガイドライン	2007年6月	○ (活動バウンダリー区分なし)			▲ (輸送の荷主)

True & Fair View
の表示にScope3が
実質的要件化へ

Scope 3を開示
する傾向にある

○: 要開示
△: 任意開示
□: 条件付開示
▲: 一部開示
×: 非開示

それが温室効果ガスの S c o p e 3 情報です。温室効果ガス排出量は、3つの領域に分けられて報告されます。1つ目は、自社が燃焼する化石燃料による二酸化炭素です。これは日本も集計していますが、S c o p e 1 と呼んでいます。それから、購入した電力や蒸気による二酸化

炭素です。これは自社で排出しない、いわゆる間接的な排出と呼ばれるものののですが、これを S c o p e 2 と呼んでいます。日本の実務では、原則として S c o p e 1 と S c o p e 2 を計算範囲に含めています。

ところが、ヨーロッパには S c o p e 3 という概念があります。これはサプライチェーンの中で排出される C O₂で、自社にとっては間接的な排出量にあたります。これを開示しなければならなくなっているのです。日本でそんなことをいうとダブルカウントになるからおかしいという人たちがいます。要するに、自社で排出しない排出量であり、他社で計算されているのだから、それを排出量計算に含めたらダブルカウントになるだろうという考え方です。しかし、ヨーロッパはそう考えていないようです。

S c o p e 3 の中で一番大きな排出源は、ビジネストラベルやコンピューターによる排出だといわれています。例えば、飛行機に乗ったときに飛行機から出る C O₂だとか、

従業員が通勤に使う車から排出される CO₂です。これは会社の事業活動による排出量ではないのですが、事業活動が消費するサービスから排出されており、そのお金は会社が負担しています。

先ほど、飛行機が排出量取引制度の規制対象になると申し上げました。今の規制だと、日本とヨーロッパの往復で大体 6,000 円くらい高くなるといわれているのですが、今は歴史的に二酸化炭素が一番安い時期で、3 年後には 10 倍になるともいわれています。そうすると、多分去年のサーチャージと同じぐらいの金額になってくる。排出量を削減する航空会社と削減できない航空会社があるとすれば、削減できない会社の運賃は高くなり、削減できた会社の運賃は安くなります。従業員の出張等に飛行機を利用する会社は、その運賃を負担しますので、排出量取引で運賃増が起こると、会社にとって直接的な財務的リスクとなります。だから、データ集計が求められるのです。二酸化炭素を誰が出しているかという排出責任の問題より、排出量取引による二酸化炭素は誰がお金を負担するのかという消費責任で集計しようとしている。

ところが、日本はまだ二酸化炭素を買わなくても商売ができる社会なので、S c o p e 3 情報を集計していないのです。政府の策定した温室効果ガスの算定・報告マニュアルでも、S c o p e 3 情報はほとんど言及されていない。ガイドラインにみられる S c o p e 3 情報は、荷主として運送会社を利用した際の排出量だけで、ビジネストラベルなんて全く出てきません。

S c o p e 3 排出量には製品が出す CO₂も含まれます。例えば、自動車が出す CO₂です。これも S c o p e 3 情報として書かなければいけなくなります。なぜかという、サプライチェーンの川下で出る排出量だからです。低炭素車にビジネスチャンスがある市場環境では、こうした製品の排出量情報は重要な投資情報になります。だから、開示が求められるのです。また、家電メーカーの省エネ家電も、製品の排出量情報が求められることになるでしょう。

こういう情報開示が最近ガイドライン化されるようになりました。これは C D P の質問票ですが、かつては求められていなかった S c o p e 3 が今年から標準的な開示事項になりました。

それから、英国は気候変動法の関係で温室効果ガスの開示ガイドラインをつくったの

ですが、S c o p e 3 情報でも重要性のある事項については開示を推奨しています。ここ数年の経緯をみると、S c o p e 3 情報は任意開示から標準的開示の方向で開示要請が強くなってきています。G R I ガイドラインもこれまで3回改訂されていますが、今のG R I ガイドラインは温室効果ガスのS c o p e 3 情報について開示を求めています。でも、日本では、そうした実務はまだ普及していません。しかし、S c o p e 3 情報は、企業のチャンスとリスクを表す情報として、ますます重要性が高まっているのです。

3.4 投資家の関心

要求事項の範囲
変化するCDP質問票の報告区分

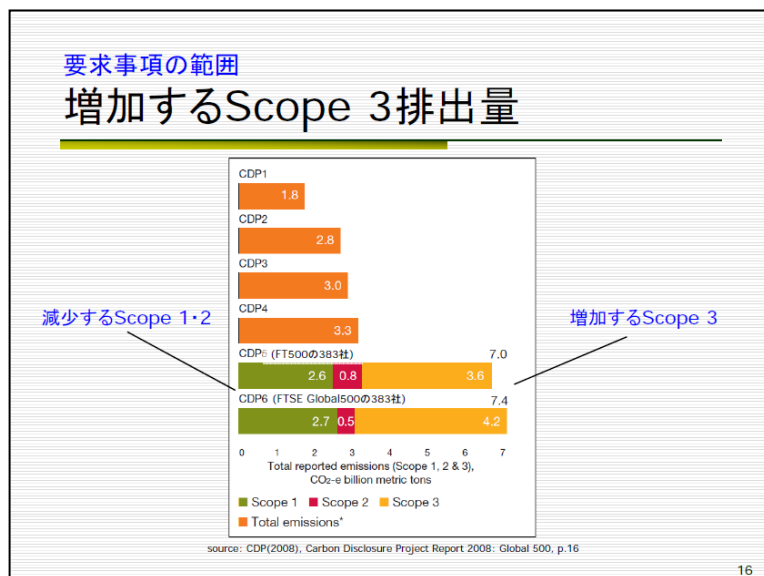
年度	"Scope"の概念なし			"Scope"の概念あり		
	操業	使用・廃棄	SC	Scope 1	Scope 2	Scope 3
CDP1 (2003)	○	▲	▲			
CDP2 (2004)	○	▲	▲			
CDP3 (2005)	○	▲	▲			
CDP4 (2006)	○	△ ¹	△ ¹			
CDP5 (2007)				○	○	△ ²
CDP6 (2008)				○	○	△ ³
CDP7 (2009)				○	○	○

▲ : 評価(estimate)しているなら情報開示
△¹ : 評価値(estimated emissions)
△² : できる限り評価値(where feasible, estimates of the emissions)
△³ : 可能な場合測定値(if identify or measure, where possible, in metric tonnes)

これはCDP質問票でS c o p e 3 情報がどのように取り扱われてきたかを要約した表です。今年はCDP 7として、2009年度版のデータ集計を行っています。最初の4年間(CDP 1～CDP 4)はS c o p e の概念すらありませんでした。ところが、2007年に初

めてS c o p e 概念が質問票に登場し、2007年、2008年は任意でS c o p e 3 情報の開示が求められていました。しかし、今年からは開示が強制されるようになったのです。でも、質問票への回答自体が任意なので、書かないところは全く開示しないし、質問票に回答しない企業もあります。

この手の情報開示に対する日本企業の認識は低いかもしれません。その重要性をあまり理解していないのです。例えば製紙会社の場合ですが、世界のトップテンに日本企業が2社入っています。この10社はいずれもCDPに回答していますが、その回答情報を非開示扱いにしている会社が1社あり、それが日本企業なのです。こうした状況では、この日本企業のレピュテーションリスク(評判リスク)はきわめて大きいと考えられます。



これはCDPへ回答した企業のScope別排出量について統計をとったグラフですが、Scope 1とScope 2の合計とScope 3排出量はどのくらい重みが違うのかをみたものです。最初の4年間はScopeの区別がなかったのですが、

Scopeの区別が出てきた去年、おとしは、これをみていただくとわかるのですが、緑のScope 1と赤のScope 2を足したものよりScope 3の方が多いのです。一説によると、Scope 3はScope 1とScope 2の合計よりも30倍大きいといわれています。しかし、ほとんどの日本企業はScope 3情報の集計システムすら持っていません。ということは、その情報システムを整備しなければ、リスクもチャンスも計測できないことになります。その責任の一端は行政にもあります。行政が策定するCSR情報の作成ガイドラインにはScope概念がないからです。

3.5 日本企業の認識

この表は、今年CDPに回答した日本企業のデータで、Scope 3情報に特徴のある事例を集めてきました。これをみると興味深いことがわかります。データを適切に集計・開示している企業とそうでない企業があるのです。

例えば、Scope 3倍率(Scope 1 排出量とScope 2 排出量の合計をScope 3 排出量で除した数値)が一番大きいのは東京ガスですが、東京ガスのScope 3倍率は130倍を超えています。例えば日本でCap&Trade型の排出量取引制度ができれば、この排出量は基本的にすべて金銭的価値をもちます。排出量取引制度によって二酸化炭素を買わなければ商売ができなくなる英国のような社会が出現すると、排出量はキャッシュフローの流出を意味し、顕在化していないScope 3排出量は「隠れた負債」

どこが問題なのか

重要性を増すScope 3排出量情報

ODP2009の結果	Scope 1	Scope 2	Scope 3	Scope3倍率
三菱商事	- tCO ₂ -e	4 tCO ₂ -e	95 tCO ₂ -e	23.75 倍
日産自動車	909 tCO ₂ -e	1,531 tCO ₂ -e	170,882 tCO ₂ -e	70.03 倍
東京ガス	111 tCO ₂ -e	152 tCO ₂ -e	35,715 tCO ₂ -e	135.80 倍
パナソニック	904 tCO ₂ -e	2,768 tCO ₂ -e	76,880 tCO ₂ -e	20.94 倍
ソニー	434 tCO ₂ -e	1,350 tCO ₂ -e	24,338 tCO ₂ -e	13.64 倍
東芝	1,166 tCO ₂ -e	1,748 tCO ₂ -e	10,365 tCO ₂ -e	3.56 倍
三菱UFJFG	22 tCO ₂ -e	264 tCO ₂ -e	22 tCO ₂ -e	0.08 倍
みずほFG	12 tCO ₂ -e	223 tCO ₂ -e	0.093 tCO ₂ -e	0.00 倍
中部電力	64,730 tCO ₂ -e	- tCO ₂ -e	30 tCO ₂ -e	0.0005 倍
関西電力	54,990 tCO ₂ -e	- tCO ₂ -e	11 tCO ₂ -e	0.0002 倍
東北電力	33,730 tCO ₂ -e	1,650 tCO ₂ -e	33,395 tCO ₂ -e	0.94 倍

Scope3倍率は一般的に高い傾向がある

17

になるのです。つまり、今まで計測していた範囲以外に、130 倍も潜在的な負債が存在することになります。これを減らせる会社はまだいい方です。

さっき航空会社の話をしましたけれども、現在、航空各社はいろいろな省エネ対策を講じています。例えば、

バイオ燃料の使用や航空機の軽量化です。すごく印象的だったのは、10 月に行われたANAのキャンペーンです。ANAではボーイング 747 を使う国内便とシンガポール便で、搭乗前に全員トイレに行かせる取り組みを行ったそうです。人間の膀胱は1リットルぐらいあるらしいのですけれども、とにかく 247 名が乗れる航空機で全員トイレに行かせると、最大で 247 キロは機体が軽くなる（笑声）。

また、インド航空では、飛行機に積む機材を減らす取り組みを行っています。雑誌や水の積載量を減らしたというのです。それから、ニュージーランド航空では、主翼に小さな板を張って、機体の省エネ化を図ったといわれています。これで9%ぐらいは省エネになるのだそうです。そういう実験を真剣にやっている。それは競争力にかかわるからです。東京ガスのScope 3倍率の130倍は、これを減らすことができればビジネスチャンスになりますが、そのまま放置したら企業価値の減少要因になりかねません。

自動車会社の場合、日産自動車は70倍になっています。去年は80倍もありました。ちなみにトヨタ自動車はScope 3倍率が著しく低いですが、自動車会社でそんなことはあり得ない話です。Scope 3の計測をしていないのだろーと思います。自動車会社のScope 3排出源で一番大きいのは車自体です。売った車から出る二酸化炭素がそれで、売れば売るほどたくさん出ます。販売する車両のCO₂を減らさないとヨーロッパでは売れなくなりますので、製品の排出量が与える財務的リスクはきわめて大きくなります。

それから、家電メーカー3社ですが、パナソニックのデータは信頼できると思います。ここは二酸化炭素の排出量が経営成果と連動しており、勤務評定に結びつけられているようです。各事業部や部署には削減目標値があつて、それを達成しないと報酬が減額される仕組みだったと思いますが、極めて炯眼で、先見の明がある会社だと思います。

銀行のデータはあまり信頼性が高くないように思います。三菱フィナンシャルグループとみずほの比較ですが、同じような業務していることが排出量からわかります。Scope 1とScope 2をみていただくとわかりますが、排出量がほとんど同じだからです。しかし、Scope 3排出量は著しく違います。その差は100倍近くもあるのです。どちらかが間違っているとしか思えません。どちらかがちゃんと計測していない可能性があります。ということは、この情報をみるステークホルダーは情報の信頼性に関してリスクを負うことになります。これを放置しておいたら、二酸化炭素を買わないと商売ができない社会になったときに、株式市場は混乱します。

次は電力会社です。日本には10電力あるのですが、このうち回答したのは3社だけです。最大手の東京電力は回答していない。回答企業の中でデータの信頼性が高そうなのは東北電力です。なぜかという、東北電力にはScope 3情報があるからです。東北電力は従業員のビジネストリップによる排出量を含むScope 3排出量を詳細に報告している。しかし、同じ電力会社でありながら、他の2社はScope 3排出量がほとんどない。Scope 1もほとんど同じ排出量でありながら、Scope 3がこれほど違うのは、どちらかのデータが不完全としか思えない。

世界の機関投資家はこのデータをみているのです。かつては、SRI投資という投資概念がありました。CSRに配慮した企業の株を買うというファンド概念ですが、今はCSR要因が完全にメインストリームの問題になっています。投資に際して気候変動問題が配慮されないことはなくなっています。そうでないと投資リスクが大き過ぎるからです。その意味では、Scope 3情報はTrue & Fair Viewに含まれる最先端の情報になったといっていいいでしょう。

3.6 排出量取引制度見直しの動き

実は、ヨーロッパでは、排出量取引制度をやめた方がいいという意見がある。これは

なぜかという、排出量取引制度が第2のサブプライムローンを引き起こしかねないからです。排出量取引制度が企業投資とイノベーションを誘発し、その結果としてCO₂が減るには、CO₂価格がトン当たり50ユーロを超えないといけないといわれるのですが、今は大体12ユーロから14ユーロ程度です。また、今、これを売買しているのは排出量取引制度の規制対象となる事業会社ではなくて、金融機関だといわれています。つまり、一種の投機商品として売買されている可能性がある。その排出クレジットが複雑な金融商品に組み替えられているというのです。今の状況だと50ユーロを超えることは当面ない。だから、このままほうっておいて排出量取引制度に著しく依存する経済が出現したとき、これが第2のサブプライムローンになると強く警告されているのです。

しかし、京都議定書後の国際的な温室効果ガス削減枠組みに対応するためには、排出量取引制度は不可欠な制度であり、アメリカも炭素価格をコントロールしながら制度を創設しようとしています。市場が炭素価格をコントロールできるのかどうかかわからないのですが、そのボラティリティーを一定の範囲に抑えようとする仕組みを構想しています。MBAをとった人たちが金融工学で怪しげな金融商品を量産する時代ですから、炭素価格の安定化技術もあながち非現実的なアイデアではないかもしれません。だから、会計の領域では、この手の情報を適切に開示できるような開示枠組みを確立していく必要があります。かつては、会計基準も慎重に策定する余裕があったのですが、今は1年とか半年とかの単位で変えていかないといけないので、会計の役割はかなり重要になっていると思います。

雑駁な報告でしたが、これで「CSR報告」はどこに行こうとしているのか、を終わらせていただきます（拍手）。

Ⅲ ディスカッション

○ では、フリーディスカッションという形でお願いいたします。どうぞご自由に議論してください。

1 日本の状況について

○ どうしてこんな違いが出てきてしまったのですかね。

○上妻 それは行政と政治に責任があります。役所は概算要求をして来年度の仕事を確保することを優先します。取り組むべき業務を決定したら一定の年限は継続する。例えば、カーボンフットプリントです。方法論の開発事業を始めたのはいいのですが、始めてから半年ぐらいの間にEUの状況がガラッと変わるのです。でも、行政は予算を組んで業務を行う関係上、機動力には乏しいのです。

カーボンフットプリントの表示は消費行動を低炭素な方向に誘導するために行われます。しかし、ビール1本が160グラムだといわれても、消費者には多いのか少ないのかわからないのです。だから消費行動も変わらない。EUはこの実験の先進的地域ですから、時間の経過に伴って、失敗や教訓がたくさん蓄積されます。それによって政策も機動的に修正されるのです。例えば、消費行動を変えるために低炭素な製品に税制優遇するとか、公共調達を義務づけるといった方向で立体的な政策パッケージを作る。しかし、日本の場合は省庁が縦割りなので、カーボンフットプリントも計算して表示するだけに留まってしまう。こうした行政の仕組みが政策的な対応を遅らせてEUとの違いを生んでいるように思います。

○ そうすると、日本は環境マネジメントが優れていると私ら素人は思っていますし、環境技術はいつできるのだと思っているわけです。他方で、ああいう新しい首相が国際的公約を出したことについて不十分だと。でも、先生の話の聞いていると、何かもっと足元がうんと危ういような……

○上妻 危ういかもしれません。企業の環境マネジメントはすごく優れているのですが、国際政治の舞台でそれを有効に使えていない。ヨーロッパは、日本の優れた環境マネジメントとは少し視点の違ったシステムを国際標準にしていくように思います。Scope 3が典型的な事例です。環境情報を最も早く大量に開示してきたのは日本企業で

す。しかし、ヨーロッパは日本企業が取り組んでこなかった S c o p e 3 情報を組み込んで、温室効果ガスの管理・開示枠組みを作っていく。その結果、日本は先進的な位置から、国際的な動向に合わせるために、1 回戻って行かなければいけない。

環境技術もそうですが、日本は優れた環境技術があっても使う術を持っていない。これを供与する戦略がないのです。だから、宝の持ち腐れになっている。

民主党の気候変動政策はヨーロッパそのものです。完全に英国の政策です。政策は英国ですが、英国の戦略的な視点は切り離して、制度の形式だけ持ち込もうとしているように思います。国家戦略と制度の内容はリンクしているはずですから、戦略のない制度はどこかで修正せざるを得ない。25%という数値目標も修正される可能性があります。

○ イギリスの国家戦略というと、このように取り上げる何か理由があるのですか。

○上妻 英国はしたたかです。東インド会社の時代からすでに世界に君臨してきた国ですから一筋縄ではいきません。

英国の政策をみる場合に重要なことは、国家や国民の利益です。国際的な協調が必要な場合も、国益への配慮を忘れません。また、それを巧妙に組み込めます。だから、協調しながらも国益はそれほど損なわれない。しかし、歴史が示すように、日本は伝統的にこうした対応にあまり長けていません。

2 イギリスの意図

○ これは利潤動機というイギリスの環境に対しての声が大きいですよね。それは一時期、北海油田とか石炭から借りてとかいろいろあるのでしょうか。これはどういう利潤動機というように推測されるのですか。

○上妻 余りうがった見方はできないのですけれども……

○ 北欧は物すごくわかるのですけれども。

○上妻 気候変動に熱心な理由の1つは、やはり石油依存になりたくないのでしょう。安全保障の観点もあると思います。ガスパイプラインもそうですけれども、安全保障上の問題で石油依存にしないようにするために、自国だけを変えるのではなく、世界を巻き込んで仕組みを変えようとしているように思えます。

3 各国の政策

- そういう意味で、大きな味方は中国とインドですね。
- 上妻 そうですね。
- 彼らがこれからどんどん CO₂を出し続けて、EUの政策を無視し続けたら、日本も孤立しないで済むという……
- 上妻 いや、そうはならないと思います（笑声）。日本、インド、中国の3カ国に限れば、気候変動に関するEUの評価は、日本が一番悪いです。一番評判がいいのは中国です。中国は再生可能エネルギープロジェクトに大量の投資をしているからです。アメリカとも、二国間協定を結んで、この問題に取り組んでいる。また、インドはコモンウェルスの国ですから、EU志向が強いですし……。
- やはりいろいろなタイプがあるような気がするのです。つまり、開示規制の国の並びのところでデンマーク、ノルウェー、スウェーデン、英国が国として出てきていて、フランスやドイツがこの中にまだ入っていないというのは、製造業で企業が独自の技術開発力をもっている国というのはちょっと静観しているところがあって……
- 上妻 CSRに関する開示規制については、フランスはもっと前に制度を作っています。ドイツにはありませんが……。

4 日本には何が満たされ、何が欠けているか

- フランスに関していうと、イノベーション庁が金を出して、ディーゼルのハイブリッドエンジンを国策で作っているのです。例えば日本に関していうと、日本ガイシという会社は、先ほどのScope 1、Scope 2、Scope 3ですけれども、あそこは自動車のフィルターもつくっているので、碍子ですから、それを焼いてつくっているのですけれども、その調整温度をどれだけ下げるかということを独自にやっているわけです。もちろんトヨタのハイブリッドもそうですけれども、日本の製造業企業が規制を先取りして、何か規制があるからやるのではなくて、理念としてそれが重要だと考えて、独自の技術開発によって CO₂削減をしようという、京セラの太陽光発電もそうですけれども、そういうものはあるのではないかと思います。
- 上妻 個別の企業ではあります。

○ ですから、一挙に日本に悲観論になるのではなくて、幾つかパターンがあって、国がリードして規制をかけて、その規制の中でルールを作らせてというやり方をする国もあれば、製造業企業がリードしていく国もあればというように私は思うのです。インドとか中国というのもまた別のパターンだろうと思いますし。

○上妻 S c o p e 3問題は、その影響がすべての産業に及ぶという意味で、大きな問題なのです。例えば、中小企業もどこか企業のサプライチェーンに必ず入っていますし、それが最終的にE U企業のサプライチェーンにつながっていれば、自社で低炭素な製品を作らない限り、気候変動規制の強化によって切られていく可能性があります。大手企業で地力があるところは何とか乗り切れるかもしれないけれども、一般論としては日本の産業全体を底上げしなければなりませんし、そのためには行政の対応が欠かせないのです。しかし、現在はあまりそれがみられない。

○ 先生は主に日本国内の行政の対応を問題にしていられるのですけれども、私は専門が国際経営ですから、C S RのS c o p e 3の問題というのは、国際投資の問題というのがあるのと同じで、要するに参入障壁として機能させたいのではないかと感じる感じがします。

○上妻 それが参入障壁になるなら、W T Oの自由貿易原則に反することになりますね。

○ そうです。だから、それを迂回するルートになり得るということですか。つまり、日本の中小企業がフランスやドイツで活動しようとしたときに、彼らがS c o p e 3を満たしていないとすると、使えないということがいえるという枠組みとして機能し得るということですか。

○上妻 気候変動規制を強くすると、例えば強力な排出量取引制度をつくると、カーボン・リーケージが起こりやすくなります。つまり、規制地域内の産業が炭素価格の安い地域に移転したり、エネルギーや資源を気候変動規制のない地域から輸入するような現象です。気候変動規制をしてもC O₂排出量が減らずに、産業の空洞化が起こってしまうのです。これを防止しない限り、政策としては実効性がなくなるので、規制域内に国境税を作るのです。そうして、気候変動規制のない地域、つまり炭素価格の安い地域ですが、こういう地域からの輸入品に課税して、規制を受ける域内産業の経済競争力を確

保する。こういう障壁を作っておかないと気候変動規制は機能しないのですが、これがWTOの自由貿易原則に反するという批判はEUでもあります。しかし、WTOは国境税を設けている地域内でも同様の課税措置が行われるなら、自由貿易原則に反しないとっているようです。

○ そうすると、先ほどのサプライチェーンの定義というのなら、例えば、トヨタ自動車にとってみれば、売った台数もサプライチェーン——サプライチェーンというのは、部品だとか……

○上妻 川上のほうですか。

○ はい、川上。運ぶときとか。という概念だったとしたら、これは……

○上妻 製品そのものです。

○ S c o p e 3というのは、そういう概念というのははっきり合意されているのですか。

○上妻 はい。合意されているというか、S c o p e 3自体の計算枠組みがまだないので、今ちょうど国際的な枠組みでつくっている最中です。

○ でも、S c o p e 1、S c o p e 2については、日本は結構すごいよと。ちゃんと計測をもっていると。

○上妻 ちゃんと計測システムをもっています。

○ ところが、突然サプライチェーンなどで、その定義によっては、日本が制度も何もない中で非常に不利になってくると。さっき国際標準の土俵にもっていくことを回避？したわけですね。ということは、日本の個別企業も理解していないわけですか。

○上妻 わからないですけれども、理解していないように思います。

この3月に香港のUBSが、欧米の炭素規制、例えば、排出量取引制度などですが、アジア各国もアジアの産業もこういう規制はアジアにあまり影響がないと思っている、というレポートを出しています。しかし、他地域の排出量取引制度に国境税が加わると、それがアジア企業にどのような財務的インパクトを与えるかという試算をしまして、ほとんどの産業で、今後3年ぐらいの間にキャッシュフローが減るだろうとっています。

○ 論理構造とすると、B I S規制とそっくりなのです。銀行業に対するB I S

規制も、国際活動をやめてしまえば、問題がなくなりますよね。B I S 規制の枠組みに入るのは、グローバルバンキングをやりたいところはそこに1回引かかるのだけども、それをやらないで国内的にやったり、ヨーロッパに出ていくのをやめたといえ、それは関係ないですね。

○ 例え、I S O 9 0 0 0 とか1 4 0 0 0 の問題があったではないですか。9 0 0 0 をとらないと政府調達ができないよと。でも、日本は慌ててとったわけですね。どっと取って、日本企業が6割か7割取ったのだけれども、何のことはない。えらい金だけ使って、意味がなかったというわけではないけれども、大分……

○上妻 だから、最近、もうI S O 1 4 0 0 1 を更新しないところがいっぱい増えていて、認証機関が大変らしいのです。

○ 何かそういうものとして、例えば、環境に対して、実質的には技術開発なり、日本の鉄鋼業は物すごく努力している。ただ、その枠組みの中ですごくやられているわけですね。経団連を通してということ自体がおかしいというのだけれども、そういう一抹の理解はあるわけです。技術的にいえば、鉄で一番少ないのは、多分新日鐵です。さっきの株式市場からみると、すごくファクトなのだけれども、日本の鉄鋼業のユニオンからみると、日本の鉄鋼業界は遅れているというような感じになってしまうわけです。

○上妻 そうですね。

○ それは日本に制度がないからというか……。

○上妻 一番大事なことは、日本の産業は歴史的にずっと省エネ活動を継続してきているのです。だから、C O₂ 排出量削減をする場合の限界費用が相対的に高いといわれています。でも、もしそれをいうのだったら、なぜ京都議定書に同意してきたのか、という疑問をもつことがあります。

5 I S O の持つ意味

○ それと、考えの大枠は別ですけども、今、I S O で、ガイドラインですが、C S R をI S O で……

○上妻 2 6 0 0 0 ですか。

○ それは、例えば、こういうE U などの先行の部分を取り入れていこうという

EUの……

○上妻 いや、わかりません。私は、なぜ日本人が ISO26000 にそんなに熱心になるのかが理解できません。日本では、何でも ISO 化して、その中に日本の要求を入れ込もうとしますが、26000は任意の規格ですし……。

○ でしょう。あれだって、3年前に日本はびっくりしたわけですよ。要するに、あれでしょう。

○上妻 第三者認証の必要な規格にならなかった段階で、デ・ファクトを別に作られれば終わりですから。

○ でも、ガイドラインだよね。競争力にならないのだけれども、ガイドラインということは、ヨーロッパもガイドラインでやりますよと。その ISO を合意された。ということは、ISO 9000とか14000みたいなものがあるのではないかと。ということで、基本的に社会的責任までこういう規格になるのかと。こういうもので2004年か何かにびっくりして、それでも経済産業省や経団連は大騒ぎしたわけですよ。それで今度はヨーロッパにさっきの組合を労使協議会がないところは認めないとか、26000はいいかねないからということで、非常に疎外感が。結局、それは何か……

○上妻 一番最初の段階で、26000を第三者認証規格にしないことを決定した段階でもう終わっているのに、なぜ日本がこれだけ熱心にやっているのか、私はわかりません。やっぱり14000のときの教訓が大きかったのかもしれません。今でも Scope 3問題に関係するカーボンフットプリントの規格を ISO で作っているのですけれども、日本も一生懸命頑張っています。

○ 頑張っているのですか。

○上妻 頑張っているのですが、英国は自国の規格をもっていて、必ずしも ISO には熱心でないし、フランスは最初のうち熱心だったけれども、現在では自国の規格を作っています

○ そうすると、これは何となく外交、あるいは友達がいらないというだけの問題なのですか。大きな問題でいうと……。

○上妻 わかりません。ISO 14001もそうですけれども、この手の話はいつも同じことが起こっている。日本は国際的な協約を決める段階になったとき、日本案

をもっていつて、いつもうまくいつていない気がします。なぜかという、基本的にヨーロッパの制度に対する考え方は、実務の普及が前提で、その上に規制が作られる。実務のないところに規制もないのです。しかし、日本は規制が作られればみんなが守る。だから、国際的に何かを決めるという段階になると、そのときに行つて決めれば何とかなると思つてゐる。でも、ヨーロッパは、基本的に実務がないものを突然に規制対象にはしません。だから、日本案なるものがEUで普及していなかつたり、導入が困難な実務であれば、合意しないと思います

物の考え方やルールの決め方が違うので、そこに日本人が日本の考え方をもっていつてもうまくいかないだけだと思います。そういうことがこれまでもたくさん起つてゐる。

○ 考え方の違いが大きいですね。

○上妻 すごく大きいです。

6 企業はCSR活動をどう捉えているか

○ アンソニー・ギデンズという社会学者のケンブリッジの卒業者がクライメートチェンジの本を書いてベストセラーになったのです。私は買つてきたけれども、まだ3ページしか読んでいないのですが（笑声）、その3ページの中にギデンズのパラドックスというのがあつて、そのような方向で、気候温暖化というのは、自分1人ぐらいガスを排出したつて、ごみを捨てたつていいみたいなのところがあつて。しかも、そのエフェクトというのは、我々のその先のまたその先ぐらいの世代に出てくるでしょう。だから、そういうことについては、だれも真剣に考えないと。だから、政府がやらなければいけないのだという主張なのです。その最初のページに書いてある。

だけれども、私は上妻先生のお話を聞いていて、多分何かそういう共通の価値観がヨーロッパ中心にあるのではないかと思うのです。それを政府がともかく、規制とはいつてゐるけれども、そのギデンズのパラドックスみたいなものを政府がちゃんと認識して、政策対応しなければいけないのだという共通認識がヨーロッパなどではまずあるのではないか。

それから、先生がさっきいつたB I Sと同じなのではないかというのは、その過程と

いうのは、現在も非現実的ですよ。我々はまだ勉強していませんけれども、最初にウォルマートの方に来ていただいたときに、彼らがこれからやろうとしているのは、要するに製品のライフサイクルアナリシスで……

○上妻 サステナビリティ・インデックス。

○ そうそう。要するに原料の調達の仕方、加工の仕方、材料の置き方、販売の仕方、それからリサイクルの問題、包装のあれとかというのをサプライチェーンで幾つかでもって、サステナビリティ・インデックスを作ろうとしているわけ。要するに、パラグアイやエクアドルより大きい会社なのです。世界中から調達している 40 兆円の会社。だから、そういう会社というのは、多分、先生が今日おっしゃったようなことも含めて、グローバルにファイナンスの人がビジネスをやっていく会社と認識しているのではないかと思うのです。

○上妻 しかし、ウォルマートのサステナビリティ・インデックスは、EUのNGOからグリーンウォッシュだと酷評されています。英国のTescoというスーパーの場合も同様に、カーボンラベルという環境ラベルにすごく熱心に取り組んでいます。ところが、競合するMarks & Spencerはそういうことをまったくやらない。その代わりに、消費者に対する環境上の啓蒙や教育に取り組んでいます。

 どちらが英国市民の評価を受けているかというと、Tescoはグリーンウォッシュだと言われ、Marks & Spencerは尊敬されている。

○ Marks & Spencerが一番評価が高いのですか。

○上妻 評価が高いです。

○ 先ほどのSRI投資も。

○上妻 はい。だから、市民はよく見ているなと思います。

○ でも、そういうところが日本の企業や社会が前提としていることと違うのではないですか。

○上妻 違うと思います。ただ、CSRのことを考えていただくとわかるのですが、CSRという言葉は70年代のアメリカで出てきたものです。これがヨーロッパで復活してくるのですが、ヨーロッパは最初からこれを産業政策として推進しています。EU統合に伴う雇用不安をなくすために、ビジネスにCSRで雇用を促進させ、雇用の安定と

それに伴う社会的な結着力の強化によって、産業競争力を高めようとする考え方です。気候変動政策も同じような考え方です。だから、やっぱり産業政策なのです。

○ 社会的規制に関する考え方は、やっぱり国によって随分違う感じがしますね。先ほどのISOの話というのはとてもおもしろくて、日本人は何で漢字検定が大好きとか、資格好きですよ。大学の制度もそれに似たようなところがあって、ヨーロッパのほうは国立大学しかないのだけれども、アメリカ、日本、韓国は私立大学があって、入試なども最低限の資格。だから、社会的規制の日本で出てくる規制というのは、最低限これだけは守りなさいと。その上で表彰制度があったり、資格制度があって、うちはほかと違うのだというのを自己顕示できるようなシステムができ上がっています。

ヨーロッパに関していえば、それを満たしていないと入れませんよというクラブがあって、そのクラブに入れない人たちを排除するための論理があって、日本は規制はあるのだけれども、実はだれも罰せられないというか、そういう最低限のものしかつくらない。そこら辺が何か違うような気がしますね。セットする水準が。

○ トリプルボトムラインという考え方自体がボトムラインなのだけれども、それは日本の経営者は余りないですよ。ヨーロッパはトップラインがあって、トリプルボトムラインではないですか。利益と社会と環境と。さっき成長とか利益、そういうことを意識しながら、CSRとかいう考え方があるのだけれども、日本の場合、どっちかという、フィランソロピーだとか、社会に迷惑をかけないとか、そういう概念なので、余りボトムラインという発想はないですよ。

○上妻 でも、日本の社会や企業にもいいところがあります。継続的な瞬発力がある。だから、方向が間違っていることに気がつく、あっという間にキャッチアップができる。黒船が来れば、どこかでみな同じ水準に行くのです。だから、そんなに心配する必要もないかもしれません、そのかわり、その途中のプロセスのコストが高い。戦略がないので。

○ そういわれてもな（笑声）。日本の企業にもそういうところが……

○ 会計の専門家の先生方、どうぞご質問を。

○ だから、会計学はいい研究テーマをつかみましたよね。フローをみている人が一番よくわかるから。組織をみていたり、戦略をみていたり、マーケットをみている

人たちはわからないわけです。やはり財務報告をみている人が一番敏感に。しかも、その問題を今、強くつかんでいるわけですから、アカウンティングというか、会計学の学問的復権がこれで……（笑声）。大げさですけども、そういうディシプリン間のあれというのはありますよね。会計学が財務情報、あるいはアニュアル・レポートを通して、こういうテーマを早くつかんだわけですので。早く問題を提起していくことによって、ほかの経営学が啓発されると思います。

7 規制の枠組みと日本の見落とし

○ でも、出口規制型というのは危うい感じがします。途中のステップをきちんとやっていかないと。その抜け道を考え出すという話になる可能性もあります。

だから、Scope 3というのは、何かパフォーマンスのいい会社をグループの中に取り込んでおけば、そのたびに……

○上妻 すぐ変えられるのです。例えば、仕入なんて、仕入先を変えるだけで全然変わってきますし。

○ これは国際会計基準というのですか、今、いろんな変更がありますけれども、例えば、こういったものが当然舞台に上がるという……

○上妻 非財務情報に関しては、もうアジェンダに載ってきています。

○ そんなことを盛ったら大変だよね。日本ももう……

○上妻 これも本当に怪しくて、マネジメント・コメンタリーという、いわゆる文書情報、記述情報に関するガイドラインみたいなものができているのですが、それが一番最初に世に出たときには、ディスカッション・ペーパーでした。そのときには、反対が強かったんで、これは基準化しないといっていたのです。そうしたら、今度は、ガイドラインみたいなものに作り替えてきました。基準化はしないというのですが、よく読むと、財務諸表を基準に従って作るためには、これをよく考慮しなければいけないような仕組みになっている。だから、じわじわと実質的に影響を与えることになります

そのマネジメント・コメンタリーみたいなものが例えば国際会計基準の枠組みに入ってくるということは、日本が国際会計基準を強制適用する場合、国際会計基準に準拠して作った財務諸表にマネジメント・コメンタリーを書かなければならなくなるケースが

出てきます。でも、重要なポイントは、その種の情報開示スキームを日本は制度的に持っていないのです。でも、英国やアメリカには制度も実務もある。彼らは自分たちの仕組みが国際基準になっても全然困らないのですが、日本はすぐ困る可能性がある。

○ 単純な質問でいうと、イギリスの企業にとってみても、2010 年、2012 年の末に CO₂の排出量を推計するというのは大変な作業ではないですかね。

○上妻 そこら辺が日本の感覚だと大変なのだけれども、英国はそんなに精度を高くやらないのです。

○ だから、ルールはセッティングするのだけれども、やり方は結構適当みたいなこともあり得るわけですね。

○上妻 例えば、デンマークが好例ですが、デンマークで環境報告書の開示規制をしたときに、制度開始後 5 年経過した段階でフォローアップ調査を実施しています。制度への準拠状況の調査です。日本だと、法律の準拠率調査など考えられないですが、90%を超えている準拠率なのでいいという結論だったように記憶しています。要するに、守れないものは守らない。実務で普及したものしか規制できない。

EUにはEMASという環境マネジメントと環境報告のための任意適用の規格があります。このEMASは第三者認証制度になっているのですが、英国で認証を受けた環境報告書とドイツで認証を受けた環境報告書は品質が全く違う。ドイツの場合には、ある一定の水準になっている。ところが、英国の場合には、えっと思うようなものまで認証を受けている。許容する実務の幅が広いのです。

8 フランスとドイツの取引について

○ EUの自動車の排 CO₂ 規制のことですが、対応が困難なドイツはどうして合意したんですか。

○上妻 実はフランスが手を差し伸べて経過措置を講じたというのが真相です。その経過措置の中にもう一個大きな妥協案があって、制度の主旨は電気自動車へのシフトなのですが、電気自動車を 1 台作ったら、でかい SUV を 1 台作ってもいいというような仕組みにしています。要するに、ドイツみたいにたくさん大きな車しか作っていないところでも、電気自動車に少しシフトすれば、ちゃんとペイするように制度を作っている。

NGOは、そんなことをしたら気候変動対策にならないと批判しています。自動車はEUで2番目に大きい排出源ですが、そのように考えると、必ずしも環境問題だけで作っている制度ではないということが何となく想像できると思います。

○ 今日のお話の電気自動車の中には燃料電池車は含まれているのですか。

○上妻 燃料電池車は全く含まれていません。

○ この類をよくドイツがオーケーしたなど。これ、規制が結構厳しい……

○上妻 ドイツは当初諦めていたようです。去年決まったのですが、国内産業に政府が泣きつかれて、それでフランスと協議をして、あっという間に妥協案が決まったのです。フランスは何も見返りはないと言っているのですけれども、そんなことはないと思います。

9 アメリカと中国

○ 先ほどのアメリカと中国の連携を考えてみたら、遅れた国同士の連携というか、ですね（笑声）。

○上妻 排出量が1位、2位ですからね。それで、アメリカは数値目標を立てないと言いはじめています。中国がやらないからでしょうけれども。

オバマ大統領がこの前のAPECのときに中国と協議して、とにかく12月は合意をしない、そんなに拙速にやってもしょうがないからみたいなことを言ったのです。アメリカは、今、気候法を作っているのですが、これが年末までに間に合いそうもないからです。しかし、気候変動に関する中国とアメリカの二国間協議はヨーロッパでかなり高く評価されています。排出量の1位と2位が真剣にやろうとしているように見えるからでしょうが。

10 CSRの研究で見えること

○ CSRの報告規制の動きをみていると焦るね。確かにこれは、日本は全然やっていない部分もあるから、どのように……

○ でも、最近は立派なCSRレポートも増えましたよ。それはなぜかという疑問もまた一方であるのですけれども。

○ やはりリコーとか、ああいうすぐれた企業とか、そういうのは……

○上妻 現在最大のCSR課題である気候変動情報については、日本企業は十分な情報システムを持っていないので、それが問題です。CDPの回答は書けるところだけ書いている事例が多いのですが、Scope 3情報になると信頼性が疑わしい。日本語で書いた部分まで全部そっくりウェブ上に開示されるので、対応の不備はそのままわかってしまいます。

だからといって、もしCDPに回答しないと、欧米の大企業が回答している中で回答状況を開示されるので、大きなレピュテーションリスクを負うことになります。回答してもメリットはないですが、回答しないリスクはあるのです。

行政として、今一番やらなければいけないのは、現行のガイドラインを改訂するなどして、GHG情報に関するガイドラインをつくることだと思うのです。それがあれば、金商法の枠組みの中で気候変動情報を開示する場合も、参考にはなるのでしょうか。

その際に重要なことは、この問題に関する省庁間の連携です。しかし、日本は縦割り行政の弊害が強くて、なかなか実効性のある連携がとれない。長期的なトレンドがわかっている時代には、この官僚システムも効率的に機能するのですが、現在のように急速に環境が変化する時代では、もっと柔軟な行政システムがないとなかなか難しいかもしれません。

○ EUがやると、いつも何か日本は。

○ 確かにおもしろいですね。

○上妻 一番いけないのはマスコミです。マスコミがほとんど大事なEUのニュースを報じないですね。

○ 個別のBIS規制とか、そういうのは、少しずつ書いてきたりするのだけでも、この辺のところは、最近全く出ていないですよ。

○上妻 外電は毎日のように大量のニュースを流しているのです。ロイターなど、気候変動だけで、1日に30本ぐらいニュースを出しています。でも、そのほとんどが報じられないです。きっと日本にとって、ニュース価値がないと思っているのだと思います。しかし、現実には国益にかかわるような話はたくさんある。

11 NGO活動と、日本企業の強みについて

○ 実際、政策に世相を反映するというのはなかなか難しいのかもしれませんが、それでも、何かそういう機動力になるような、そういう意味では、環境関係のNPOなども多いでしょうし、既にそういうことを非常に危機感をもって行動しておられるような組織とか、そういうのは、日本ではどんなところが。

○上妻 日本のNGOの人たちも頑張っている人たちはいると思います。しかし、この問題に関して、日本のNGOが何か大きなアクションを起こしているというのは余り聞いたことがないです。

ただ、私は余り心配していません。日本人は瞬発力があるので、問題があるレベルまで来て、何とかしなきゃいけない状況になったら対処力は世界で一番あると思っています。

例えば、CSR報告の実務などはその良い事例ですが、日本の企業は横並び意識が強いですから、よその会社がやっている取り組みは真似するのです。今でもCSR報告書の中に間違った概念の実務が散見されています。しかし、日本企業は継続的にPDCAを回して、毎年改善していこうとするので、何だかんだいつているうちに、次第に良くなっていくのです。だから、余り心配する必要はないと思うのです。

ただ、気候変動のような大きなリスクを負っていて、その傾向がますます強くなっていることはやっぱり知っておかないと。産業界はもっとこの問題に敏感になるべきです。個別に出てきている現象でも、大きな流れの中でみんな連動しているのです。会計の領域などは完璧にその中にいます。日本の産業社会は、そういう特異な時期に差しかかっているというのが、私の結論です。

12 CSR報告書の精度と水準

○ 1つ質問させていただきたいのですが、アニュアル・レポートの脚注またはアニュアル・レポートの中にCSR情報を含んでいこうというようなやり方をすると、それをもとに投資家とかはいろいろな判断をしていくのですが、そのときにCSR、特に気候に関する影響を与えるような情報に対して、出す側というか、企業の側はどうやって一定の水準を守れるようにしているかということと、もう1つは、日本企

業の場合でも、ある程度外国人株主の数が少ない企業の場合は、そういう情報は今のところ要求されていないのですか。

○上妻　だから、CDPがその要求の大きな源泉ですよ。日本にも大企業 500 社に毎年アンケートを送ってきていますし、回答率はどんどん上がってきています。

それから、最初のご質問ですが、欧州企業のアニュアルレポートでも、情報の内容や開示方法はバラバラです。気候変動情報を積極的に開示する企業もあるし、そうではないところもある。それから、用語も統一感がありません。ただ、1つのトレンドとして、Scope 3を含んだ責任範囲の考え方が普及しつつあり、カーボンフットプリントとして、サプライチェーンも含めた全事業レベルで把握する考え方になっています。

13 環境問題との向き合い方

○　　ことしエリノア・オストロムさんがノーベル賞を取りましたよね。ウィリアムソンはみんな予測していましたけれども、オストロムさんは誰も予測していなくて、ノーベル賞を取ってから、どんなことをやっているかというのをみると、やはりコモンズの話をしていて、つまり共有地の話の政治的な解決というのは可能だと。通常はパブリック・エコノミクスだと、共有地というのはみんなでとるだけ取ってしまうので荒れるはずなのだけれども、ある一定のルールセッティングをすると荒れなくて済む。

先ほどのギデنزの話で今、思いついたのですけれども、同じ路線ですよ。つまり地球環境問題のように、誰にとっても1つのコモンズなのだけれども、それをどうコントロールするかというのは、多分1つのアクターでは駄目で、複数のアクターがみんな寄り集まって1つのレギュレーションというか、ルールセッティングをしていかなければいけない。それも強制力のある規制の方向ではなくて、強制力がないのだけれども、そこに何か参加のインセンティブをもたらすようなものがないと多分まずいのかなという話を思ったのです。

理論というのはどういうことになっているのですか。オストロムさんではないですが、地球環境問題を考える上での理論的枠組みというのは何かあるのですかね。

○上妻　対策が早ければ、コストが安いという点だと思います。解決しなければいけないということは確かなので。ただ、アメリカなどでやっている調査だと、アメリカの

国民で本当に気候変動が起こると思っている人の割合というのは、去年から比べるとすごく下がっている。地域差がありますね。ヨーロッパは物理的な環境リスクがありますから。

例えば、オランダなどがその典型です。オランダはヨーロッパの三大河川の扇状地に立地しており、ドイツなどの河川上流地域でゴミを流すと全部流れてきて飲み水を汚染します。それから、北欧では、ドイツのアウトバーンで高速走行する自動車から排出される酸性物質によって湖沼の酸性化が進み、pH値が高くて魚が住めないとか、湖沼が死んでしまうリスクを負っている。また、英国沿岸には暖かいメキシコ湾流が流れていますが、温暖化により北極で氷が解けると、その流れに影響して、農業生産に障害が出ると言われている。環境破壊によって、深刻なリスクがあるのです。

このような状況を解決するために、EUレベルでさまざまな政策が立案されていますが、日本のように直接的な規制をするというよりも、市場メカニズムのような経済的手法を使って社会全体の環境行動を誘導する方法を選択することが多いのです。だから、気候変動規制も、倫理的や環境的な視点からではなく、経済問題として対応しているように見えてしまいます。

14 NGOの影響力

○ 日本企業と向こうの違いは、何か日本の企業は、環境、CSRとか、コスト・オブ・アクションというか、評価効果みたいなことを考えているのだけれども、向こうはコスト・ビー・アクションという言い方をしますよね。やらないこと、対策をとらないことによるリスク、効果とか。だから、そういう意識が大分違いますよね。日本の場合、まだまだ企業は、やっぱり環境問題というのは費用対効果だと。こういう環境投資にしても。

だけれども、向こうは、さっきの上妻さんの話ではないけれども、さっきの人員の問題と環境問題というのは、利潤動機とはいえ、ヨーロッパの人は何もしないと滅びるではないけれども、社会が崩壊するというか、そのような意識ですよね。

○上妻 たとえば、英国に留学された方はわかりだと思えますけれども、NGOがとても強いのです。イギリスの気候変動法も、素案を起草したのはフレンズ・オブ・ジ・

アースです。それが議員立法で上程されるのですが、賛同する議員の多くはフレンズ・オブ・ジ・アースのような考え方を支持する選挙民によって影響を受けている。NGOが選挙という手段で政治を動かしているのです。

そういう国だと、企業も政治もNGOの主張を完全に無視するわけにはいかないのです。さらに、NGOには人的なリソースや豊富な資金があります。これらは日本のNGOに欠けている点かもしれません。だから、企業もNGOの主張に前向きに対応しないと、リスクが高くなります。

○ そうなのだね。そっちにいったいいかないといけないと。やらないことによるコストというのはでかいよと。というのは、切りかわりだけれども、日本の場合は難しいですね。

○ まだ議論はあろうかと思えますけれども、もう大分深まりましたので、今日はこれで閉じさせていただきたいと思います。上妻先生、遅くまでどうもありがとうございました。

——了——

菊谷正人(きくや・まさと)
法政大学会計大学院教授

上妻義直(こうづま・よしなお)
上智大学経済学部教授

※本ワーキングペーパーは2009年度法政大学サステナビリティ研究教育機構「サステナブルな社会システムデザインに関する研究」(人文・社会科学分野)の研究計画プロポウザルとして採択された研究課題「サステナブルなバリュー・チェーン構築とグローバルCSRの探求」に関するサステナビリティ経営研究会(代表・矢作敏行)における講演を再録した。同研究会はイノベーション・マネジメント研究センターを活動拠点とした。



法政大学イノベーション・マネジメント研究センター
The Research Institute for Innovation Management, HOSEI UNIVERSITY

〒102-8160 東京都千代田区富士見 2-17-1
TEL: 03(3264)9420 FAX: 03(3264)4690
URL: <http://www.hosei.ac.jp/fujimi/riim/>
E-mail: cbir@adm.hosei.ac.jp

禁無断転載